

平成20年11月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成20年12月11日～12日

場 所 第5委員会室

平成20年12月11日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 平成20年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について
- 請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項

- ・「セーフティネット保証」の承諾状況について
- ・非正規労働者の雇いどめ、新卒内定取消等について
- ・「宮崎遺産」について
- ・予定価格の事後公表の試行状況について
- ・総合評価落札方式（地域企業育成型）の試行について
- ・道路整備財源を取り巻く状況について

出席委員（9人）

委 員 長	十 屋 幸 平
副 委 員 長	河 野 安 幸
委 員	坂 元 裕 一
委 員	星 原 透
委 員	水 間 篤 典
委 員	濱 砂 守
委 員	外 山 良 治
委 員	武 井 俊 輔
委 員	河 野 哲 也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	高 山 幹 男
商工観光労働部次長	河 野 富二喜
企業立地推進局長	矢 野 好 孝
観光交流推進局長	江 上 仁 訓
部参事兼商工政策課長	内 戸 保 博 秋
工業支援課長	森 幸 男
商業支援課長	工 藤 良 長
経営金融課長	古 賀 孝 士
労働政策課長	押 川 利 孝
地域雇用対策監	金 丸 裕 一
企業立地推進局次長	長 嶺 泰 弘

商工観光労働部副参事
観光推進課長
みやざきアピール課長
工業技術センター所長
食品開発センター所長
県立産業技術専門校長

藤野秀策
橋口貴至
甲斐陸教
河野雄三
青山好文
西盾夫

議事課主査 山中康二
議事課主査 大下香

県土整備部

県土整備部長
県土整備部次長
(総括)
県土整備部次長
(道路・河川・港湾担当)
県土整備部次長
(都市計画・建築担当)
高速道対策局長
部参事兼管理課長
部参事兼用地対策課長
技術企画課長
工事検査課長
道路建設課長
道路保全課長
河川課長
ダム対策監
砂防課長
港湾課長
空港・ポート
セールス対策監
都市計画課長
公園下水道課長
建築住宅課長
営繕課長
施設保全対策監
高速道対策局次長

山田康夫
濱砂公一
岡田義美
児玉宏紀
渡辺学
持原道雄
小野健一
岡田健了
富高康夫
山崎芳樹
東康雄
岩切立雄
小城文男
桑畑則幸
竹内広介
前田安德
黒田博司
平田一善
藤原憲一
佐藤徳一
新川正文
渡邊純教

○十屋委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程であります。今回は、労働委員会については議案及び報告事項がありません。また、県土整備部については、商工観光労働部が終了した時点で連絡したいと考えております。その間、約10分程度休憩したいと思いますので、御了承をお願いいたします。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。それでは、御説明させていただきます。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思います。本日は、平成20年11月定例県議会提出議案、それと商工観光労働部をめぐる最近の動きといたしまして、セーフティネット保証の承諾状況についてなど、3つの項目について御説明させていただきます。

それでは、1ページをごらんいただきたいと思います。

事務局職員出席者

存じます。まず、1の議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」であります。これは、債務負担行為の補正でございます。これにつきましては、次の議案第23号「公の施設の指定管理者の指定」に関するものでありまして、この表にありますように、宮崎県機械技術センター管理運営委託費としまして、債務負担行為を限度額2億6,328万6,000円お願いするものがございます。

次に、2の議案第23号でございますけれども、(1)にありますように、宮崎県機械技術センターにつきましては、指定管理者として、(2)にあります。財団法人宮崎県機械技術振興協会が指定されておりますけれども、平成21年度以降も引き続き、同法人を指定したいというものでございます。

議案の詳細及び報告事項につきましては、後ほど、担当課長より御説明させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、資料はございませんが、1件御報告させていただきます。新聞、ラジオ、テレビ等で連日報道されておりますとおり、日本全国で経済・雇用情勢は非常に厳しい状況でございます。本県経済を取り巻く状況も厳しさを増しております。今回の県議会本会議におきまず各議員の皆様方からの御質問におきまして、経済や雇用の状況の深刻さに関連したものがたくさんございました。このような状況を受けまして、一部報道にもございましたけれども、知事から県民政策部に、県民生活安定のための経済・雇用対策に全庁的に対応するよう指示がございました。このため、現在、県民政策部を中心にいたしまして、庁内推進組織等について検討しているところでございますので、商工観光

労働部といたしましても、十分な連携を図りながら、的確に対応していくことといたしております。

私のほうからは以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○森工業支援課長 それでは、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」の債務負担行為の補正について御説明いたします。

お手元の委員会資料の1ページでございます。補正をお願いする事項は、宮崎県機械技術センターの管理運営委託費の債務負担行為の追加でございます。これは、後ほど説明をいたしますが、公の施設の指定管理者の指定に伴うものでございまして、期間は平成20年度から平成25年度までの6年間、限度額は2億6,328万6,000円でございます。なお、期間につきましては、来年度の4月1日からの業務開始に向けまして、本年度中に協定の締結に向けた手続など実質的な準備行為が必要なことから、平成21年度からの5年間の指定期間に加えて、平成20年度を含めた6年間としているところでございます。

続きまして、議案第23号「公の施設の指定管理者の指定」でございます。

委員会資料の2ページをごらんいただきたいと思います。まず、1の指定管理者候補者でございますが、財団法人宮崎県機械技術振興協会でございます。

2の指定期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間でございます。

次に、3の指定管理者候補者の選定の状況でございますけれども、今回の募集・選定方法につきましては、本年6月の当委員会におきまして、募集期間、選定委員会による選定、審査基

準等の募集方針の概要を御報告したところでございますが、それに基づき、今回、募集・選定を行ったものでございます。まず、(1)の公募の状況でございます。募集期間が、前回に比べまして10日間期間を延長いたしまして、平成20年7月9日から平成20年9月17日まで募集を行ったところでございます。応募団体は1団体でございました。

続きまして、(2)の①の選定方法でございますけれども、1次審査といたしまして、申請書類に基づいて資格審査を実施し、2次審査といたしまして、選定委員会において応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で審査を実施したところでございます。②の選定委員会の構成でございますが、委員は5名で、このうち外部の委員は3名となっております。続きまして、③の選定基準・配点でございますけれども、住民の平等な利用の確保など5項目の選定基準を設け、このうち、公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画、事業計画を着実に実施するための管理運営能力に重点を置いた配点としたところでございます。

3ページをお願いいたします。(3)の審査結果でございます。①の採点結果でございますとおり、委員5人の配点合計500点満点中404点、平均で80.8点でございました。②の選定理由でございますが、選定委員会の審査結果で総合的に高い得点を得たこと、事業計画などから判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること、地域の機械金属工業の課題やニーズを認識しており、事業計画において設計技術の高度化推進を図るための各種講習会の開催や、設計技術研究会の設立などのすぐれた提案がなされていること、このような理由でございます。

最後に、4の指定管理料でございます。平成21年度が5,285万4,000円でございますが、以下、少しずつ減少いたしまして、最終年度の平成25年度は5,235万4,000円となっております。5年間で合計2億6,328万6,000円となっております。基準額が5年間で2億6,450万円でございますので、5年間で121万4,000円の縮減ということになっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○古賀経営金融課長 それでは、資料に基づきまして、セーフティネット保証(5号)の承諾状況等について御説明申し上げます。

資料の4ページでございます。まず、1の申し込み件数、承諾件数の月別の状況をグラフのほうに示しておりますが、表をごらんいただきまして、4月から10月までの申し込みが263件、承諾が257件、取り下げが2件、否決が4件、そして11月でございますけれども、単月で申し込みが100件、承諾が71件、調査中が24件、取り下げ1件、否決が4件、合計で申し込みが363件、承諾が328件、調査中が24件、取り下げが3件でございますが、取り下げのうち1件につきましては、再申し込みがなされております。そして、残りにつきましては、短期のために他の制度を利用したということでございます。否決8件でございますが、理由といたしましては、返済財源がない、債務超過である、さらに、保証協会の代位弁済を受けておりまして、その求償権がまだ消滅していないというような理由で否決になっております。

2の保証承諾金額の状況でございます。グラフに示しておりますけれども、6月が10億円程度ございましたけれども、11月が前月に比べまして約3倍近く伸びております。承諾の内訳を

表にしておりますけれども、全体では、先ほど申し上げました328件の承諾で、金額といたしましては、64億6,296万5,000円、うち県制度が201件、金額で半分になりますけれども32億5,906万5,000円ということでございます。今申し上げましたのは、11月末まででございましたけれども、12月1日から12月9日、速報値でございますけれども、申し上げたいと思います。申し込みが91件でございます。金額が12億6,700万円、承諾が57件、7億5,300万円でございます。12月に入ってから申し込みが増加している傾向にございます。

資料の下のほうに対象業種の状況というのをお示ししております。4月1日に156業種でございましたけれども、10月31日に545業種というふうに大幅にふえまして、また、昨日に指定業種がふえまして、現在、698業種が対象業種ということになっております。

続きまして、5ページ、6ページでございます。11月末に金融機関、市町村、商工団体の担当者向けに配付した資料でございます。改めてセーフティネット貸付の融資条件等を御説明申し上げたいと思います。融資対象者は、セーフティネット保証（第5号）の対象者ということで、ここに618業種というふうに書いてありますが、現在は698業種でございます。中小企業の約78%をカバーしているということになります。融資利率でございますけれども、3年以下の場合が1.8%から、7年以上の2.3%まで期間別に利率が異なっております。保証料率でございますけれども、全国一律の保証料は0.8%でございますけれども、県のほうで保証料の補助をいたしまして、0.55%にしております。融資限度額は、運転資金3,000万円、設備資金5,000万円ということで、仮に両方とも使った場合につきま

しては、満額で8,000万円までは県の制度として融資が受けられるということでございます。取扱金融機関、ここにお示ししておりますが、1つだけ説明させていただきたいと思います。三菱東京UFJ銀行というのが書いてございますが、これにつきましては、12月16日からの取り扱いということになります。

そして、3を先に御説明申し上げます。融資要件でございますけれども、セーフティネット保証の対象業種、現在で申し上げますと698業種に属する中小企業者で、(1)から(3)の要件を満たす者ということになります。まず、(1)売上高・販売数量が減少した場合、(2)原油価格上昇を価格に転嫁できない場合、(3)売上総利益率または営業利益率が減少した場合ということになります。

そこで、2の融資の流れにお示ししておりますけれども、中小企業の方は、まず、3の融資要件に合致しているかどうかということで、市町村窓口で認定を受けまして、金融機関に融資の申し込み、そして金融機関は保証協会に保証の申し込みをいたしまして、保証承諾、融資の実行という流れになります。

6ページは、現在、対象となっております主な業種をここに例示いたしているわけでございます。

それと、別添でリーフレットをお配りしておりますが、これにつきましては、年末に向けてこの制度を徹底する必要があるということで、11月末に約1万枚刷りまして、市町村、金融機関、商工団体を通じて配布したものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○金丸地域雇用対策監 続きまして、非正規労働者の雇いどめ、新卒内定取り消し等について御説明いたします。

資料の7ページをお開きください。まず、1の非正規労働者の雇いどめ等の状況についてありますが、これは、注にありますように、ハローワークが企業に対する聞き取りにより調査を実施したものでありまして、本年10月から来年3月までの間に、全国で3万67人、県内で578人を見込まれております。

次に、2の新規学校卒業者の採用内定取り消しの状況でございますが、これは、職業安定法施行規則により、採用内定取り消しを行おうとする場合は、あらかじめハローワーク等に通知することとされておりますことから、その状況をまとめたものでありまして、11月25日時点では、全国で331人、九州で60人、本県はゼロとなっております。しかしながら、注2に記載しておりますように、県内におきましても、11月26日以降に県外事業所による内定取り消しが3人確認されたところであります。なお、現在、全国の労働局において調査対象企業を拡大した追加の調査を実施中とのことであり、調査結果がまとまり次第、公表される予定とお聞きしているところでございます。

次に、3の国の対応についてでございますが、(1)にありますように、調査結果が公表された11月28日に厚生労働省に緊急雇用対策本部が設置され、各労働局に対して雇用対策に関する指示がなされるとともに、雇用調整及び再就職支援の状況の把握等に努めることとされたところであります。また、(2)でございますが、新規学校卒業者の採用内定取り消しに関する相談窓口が、全国の学生等就職相談窓口及び各ハローワークに設置されたところであります。

資料の8ページをごらんください。次に、4の県内における対応についてでございます。まず、(1)の緊急雇用対策本部の設置についてであ

りますが、現在、厚生労働省本省の指示を受け、宮崎労働局において設置が検討されているところでありますので、県としても積極的に関わっていきたいと考えておるところでございます。

また、(2)の緊急地域共同就職支援事業の実施についてでございますが、この事業は、国の安心実現のための緊急総合対策に基づく事業でありまして、雇用情勢が特に厳しい全国の21道県において実施されるものであります。具体的には、①の目的にありますように、県が独自で実施しております企業誘致とか、地場企業の活性化などの産業振興、雇用対策と、国がハローワークを中心に行っている職業相談、職業紹介をワンストップで実施することにより、効果的、効率的に雇用情勢の改善を図るものであります。

次に、②の主な内容についてでございますが、まず、今月中に労働局と県で構成する緊急地域共同就職支援事業運営協議会を設置いたしまして、この事業を実施するための事業運営計画を策定することといたしております。また、1月中には宮崎市内に事業の実施拠点となる地域共同就職支援センターを設置し、国と県が協力して求職者に対する職業相談や職業紹介、さらには各種セミナーの実施などによる就職支援に努めてまいりたいと考えております。なお、事業の詳細な内容につきましては、現在、労働局と協議を行っているところでありますので、まとまり次第、公表いたしたいと考えております。

大変厳しい経済・雇用情勢の中ではありますが、労働局や市町村、関係機関・団体等との連携をさらに強化し、国の経済対策補正も十分に活用しながら、地域における雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○甲斐みやざきアピール課長 常任委員会資料

の9ページをごらんいただきたいと思います。

「宮崎遺産」について御説明をさせていただきます。

まず、趣旨でございますけれども、現在の県庁舎のように、本来高い集客力を有する埋もれた地域資源を公募によりまして発掘しまして、「宮崎遺産」として認定した上で、新たな観光資源としてアピールしまして、県外からの誘客を図るという趣旨で進めております。

2の公募でございますけれども、現在は知名度が低いということでも、観光資源として活用できる、県内にあります自然、史跡、文化、芸能、料理、技術、そういった有形無形のものを対象に公募いたしました。募集期間を11月1日から1カ月間行いましたところ、この期間、県庁ホームページ、メールマガジン、新聞、ラジオで広報いたしましたけれども、その結果、213件と、かなり大きな反響があったところでございます。

認定までのスケジュールでございますけれども、まず、応募があった件数につきまして、市町村等に現状、あるいは本当に観光資源として活用する意向があるか、そういったことを照会いたしまして、それから外部有識者の方々から意見をお聞きし、あるいは現地調査を行いまして、十分な審査を踏まえて認定したい、そんなふうに考えております。

その他でございますけれども、これと並行しまして、別途、各市町村には「一押し祭りやイベント」を照会しております。そういったところが固まりましたら、宮崎遺産とあわせまして、観光客の受け入れ体制を整備しながら、PRをしまして、県内外からの誘客を図っていくということで考えております。以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案第1号、議案第23号について質疑はありませんか。

○水間委員 議案第23号の指定管理者の中の選定基準の配点について、指定管理者、3年前からやった中で、たしか17～18億のうち4億ぐらい全体として経費を浮かせるようなことだったんですが、これを見ると、経費の縮減という形の中で配点が10点、しかも5年間の流れを見ると121万程度しか経費として縮減できていない。まずは経費を縮減しようじゃないかというのが一つの目的だったような気もするんですが、指定管理委託料が余りにも競った形で、効果が出ていないような気がするんですけども、そこらあたりはどうなんですか。

○森工業支援課長 経費の縮減でございますけれども、今回の選定基準・配点に当たりましては、今、第1期の指定をやっているところでございますけれども、この中で3年間にわたりまして約1,000万円縮減ができております。したがって、そういう状況を踏まえまして、第2期の募集をするに当たりまして、経費の縮減の配点、考え方というものを検討した結果、第1期でかなり縮減が行われておるということで、今回は基準額を年間5,290万円といたしまして、さらに経費の縮減の点数の区分を10点という形で、それほど重要視していない配点としたわけでございます。したがって、かなり縮減は行われているということでございまして、これ以上の縮減をいたしますと、事業運営上、非常に問題が出てくるのではないかなということで、このような基準にしたところでございます。

○水間委員 そういう意味では、前回、1,000万程度縮減をしてきたということのお話でありま

す。応募団体が1団体と、ある意味では随契というようにこのようではありますが、こういう業界というのはほかには出てこないんですか。

○森工業支援課長 前回は1団体の応募でございまして、そういうことも踏まえまして、募集期間を第1期よりも10日間長くした、あるいはいろんなところをお願いをいたしまして、PRを積極的に行ったところでもございまして、結果として、また同じような1団体ということでもございます。

機械技術センターにつきましては、いわゆる中小企業の技術的な支援機関という性格がございまして、それがございまして、それなりの中小企業を支援するノウハウ、そういったものの蓄積といったものが非常に重要視されるのかと思っております。そういった意味では、なかなか県内にそういった団体は少ないのかなというふうに考えているところでございます。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、その他の報告事項について、何かございませんか。

○水間委員 セーフティネットのことで、11月までが申し込み合計363件、12月9日まで91件プラスということであるようです。今、否決と取り下げの説明があったんですけども、否決をされた、代位弁済中とか、あるいは債務超過であるとか、この人たちのために救済する方向というのはないんですか。

○古賀経営金融課長 きこのう相談を受けた案件が、まさにそういう案件でもございました。大幅な債務超過で、さらに毎年赤字であると。借り入れをしても返済する財源が出てこないんです。そこで、コマーシャルをするわけじゃないんですけども、そういった場合には、まず、相談

窓口にご相談してくださいということで、経営計画をもう一回立てる必要があるだろうと。経営計画を立てていただきまして、そして、資金を借りるのであれば弁済計画もちゃんと立ててもらおう。そういったことで何とか借り入れができるような形に持っていきたいというふうに今、指導といたしますか、お願いをしているところでございます。

○水間委員 経営計画が立てられれば、それにこしたことはない。認定の要件は、決算書であったり、あるいは試算表であったり、売り上げが3%減になったことを証明するということがなかなか難しい。それを市町村に行って、あえて自分で頼み込んで申請してこないといけないのかと。市町村に行く、認定申請を受ける、その認定の行為が、苦しさというか、経営状況を見せてしまうというのが一つはあるような気がするんです。市町村の認定のあり方というのはどんな状況なんでしょうか。

○古賀経営金融課長 経営の秘密をさらすということで、中小企業の方は、そこでじくじたるものがあられるかもしれませんが、一方では資金がどうにもならないということでもございますので、せっぱ詰まった状態でこういった申請がなされるんだらうと思っております。一方、市町村におきましても、なかなかそのあたりの認定が難しい。今までなれていない部分があったと思います。それにつきましては、10月下旬でございまして、国のほうがかような施策を打ち出したときに、我々のほうといたしましても、市町村担当者に対しまして、こういう格好でこういうふうに計算してということで、説明会を開かせていただいたところでございます。

さらに、この認定に当たりましては、市町村

の担当者だけではなかなか無理があるのかなと
いうことで、これは全国的にございますけれど
も、国の指示に基づきまして、商工会、商工会
議所も協力をするようにということで今、体制
をとっているわけでございます。

認定状況でございますけれども、ここ1週間
1週間で見てみますと、先週1週間で全県下
で142件、その前の1週間で80件ということで、
市町村での認定というのが随分スムーズにいき
出したのかなというふうに思っております。

○水間委員 ひとつ、よろしくお願いをしたい
と思います。

雇いどめと新卒の内定取り消し等について、
新聞等でも毎日毎日、あるいはまた、さきの一
般質問等が出てきている話なんです、県内
で578名が非正規労働者の雇いどめというよう
な状況のようであります。これ以上ふえたらいか
んと思うんですが、その現状についてはどうで
しょうか。

○金丸地域雇用対策監 今回の調査は、県内
では50社に対する調査でありまして、現在、その50
社を除くほかの企業等に調査を拡大してやって
いますので、今の状況からいって、調査対象も
ふえますし、こういう方がふえていくんじやな
いかなというふうに推測をしております。

○水間委員 ふえていく要素があるようなお話
ですが、予定として、どのくらいまでとかはわ
かりますか。県内で今こういう状況にあるとい
うのは予測できますか。

○金丸地域雇用対策監 県のほうでは正確に把
握しておりませんが、現在、宮崎労働局の派遣
労働等を指導監督する部署で調査を行っており
ますので、そこが全容を把握すると思いたすので、そこからの情報提供を受けたいというふう
に思っております。特にどこまでいくかという

のは、よくわかりません。

○水間委員 新規学卒者の採用内定取り消しの
問題、これも大きな問題で、どこの業者でした
か、2カ月分か3カ月分か、会社が100万円出す
と言ったけど、それでも学生は話をけったとい
うようなことだったんですが、内定という定義
を教えてください。

○金丸地域雇用対策監 雇用の予約というよう
な形になりまして、ほとんどの場合が、普通の
雇用契約と同じような適用を受けるということ
でございます。それから、指針によりますと、
基本的に内定は取り消さないということになっ
ておるんですが、「ねばならない」とかになって
おりませんので、今回のような状況が出ている
んじゃないかと。ですから、内定取り消し、今、
迷惑料といいますか、そういう支払いがあるとい
うふうにありましたけれども、例えば、内定
取り消しの場合でも、解雇と同じように、解雇
予告手当みたいな、1カ月分の給料であるとか、
そういったものを支払わなければならないとい
うようなことも規定されているようでございま
す。

○水間委員 県外の事業所で取り消しが3名、
本県であったということですが、県内の事業所
では内定取り消しのものはありませんでした
か。

○金丸地域雇用対策監 11月末現在では、内定
取り消しは起きておりません。

○水間委員 国あるいは県を含めて協力して、
まとめ次第、報告をするということですがけれ
ども、次はいつごろ公表できるのか本当は聞き
たいんですけども、1週間単位なのか、日に日
に変わっていく情勢ですから、そこらあたりの
公表結果あるいは公表のあり方、ひとつシビア
に、公表できるものは速やかに公表していただ

きたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 先ほど部長からあつた雇用対策本部の件について御質問したいと思うんですが、わからないところから伺いたいんですが、宮日新聞なんですけど、今度の議会の終了後の会見でということだったんですが、議会の中であれだけ質問がいろんな議員からあつたにもかかわらず、議会の中ではそういった答弁で出ずに、後の会見でこれが出てくるというのは非常に疑問があるんですが、何でこういうことになったのか、伺いたいと思います。

○内栢保商工政策課長 私も詳細をまだ承知をしておりませんが、議会のほうでいろいろ御質問等もありまして、それを知事のほうで踏まえられて、そういう御指示があつたんだろうと推測しております。

○武井委員 課長に申し上げてもしょうがないところもあるんですが、議会終了後の会見で「やります。こういうことをします」と言っているわけですね。当然、それは議会中なりには一定の方針が出ていたというふうに考えざるを得ないと思うんですが、執行部の中では事前には全くそういった話はなかつたんでしょうか。

○内栢保商工政策課長 議会でのいろいろな御質問等も踏まえて、先ほど部長が御説明しましたけど、昨日、知事のほうから県民政策部のほうにそういう御指示があつたというふうに聞いております。

○武井委員 これはこちらで課長に申し上げてもしょうがないところもあるんですが、そこには疑問があります。

それを踏まえてなんですが、県民政策部にきのう指示があつたということですから、詳細は

これからと書いてあるんですが、この対策本部というのは、大体いつごろまでに、どういう形で発足するか、今のところで考えられている時期とかあれば、お聞かせください。

○内栢保商工政策課長 今、県民政策部のほうでいろいろ検討されていますけれども、報道にもありますけど、年内というようなことで考えておられると思います。

○武井委員 きのう、報道でこういう形で出て初めてわかつたものですから、またその辺は適宜どういった形になるか—— きょう、ペーパー1枚も来ていないというのは、私は非常に疑問に感じております。

次に進みますが、資料の中で、311人の派遣とか、250人の請負の雇いどめというのがあるんですが、日立プラズマディスプレイを含めて何社ぐらいこういう行為に至っている会社があるのか、お聞かせください。

○金丸地域雇用対策監 内訳でございますけれども、派遣については3事業所の311人、契約（期間工等）につきましては1事業所の5人、請負についても1事業所の250人、その他が1事業所の12人、合計で6事業所で578人ということになっております。

○武井委員 ということは、大きな企業をまとめてばっさりというような感じになるかと思うんですが、そういった意味でいったら、今のお話を聞いても、実際は小さな中小企業、零細企業であれば、もっと小さな単位での派遣、契約、請負の雇いどめというのが相当数起きているのではないかと考えられるんですが、そのあたりの把握というのは……。今のところはあくまでも大企業だけの把握ということでされているんでしょうか。

○金丸地域雇用対策監 先ほど、説明でも申し

上げましたけれども、この調査結果というのは、県内の派遣労働者が多いと思われるところの50社に限定した調査でして、現在、その50社を除いて、調査対象企業を拡大して調査を実施しておられますので、今、委員から言われました中小企業とかが入ってくるんじゃないかなというふうに思っております。

○武井委員 それは大体いつごろ見えてくるということでしょうか。

○金丸地域雇用対策監 労働局のほうは、本省のほうからは早くやれという指示を受けているようなんですが、発表につきましては、11月28日と同じように、厚生労働省本省で一括して発表するというので、それはまだいつ発表するとはおりにきていないということでございます。

○武井委員 引き続きですが、日立の関係なんかで私もいろんな方に実際にお話を聞いたりして回っています。相当数の方にいろいろお話を聞いたんですが、会社からの説明等があって、非常に不安を抱えている方がたくさんいらっしゃるんです。その中でありましたのは、例えば、車のローンとか家のローンとか、そういうので金融機関から返済計画についていろいろ問われたりとか、そういった意味で個人に対する貸しはがしみたいな、貸しはがしまではいっていないにしても、それに近いような対応が金融機関から来て、非常に困っているというような話がありました。こういったことによって生じる、個人の方に対するフォローというのは何か検討をされているのか、経営金融課長に伺います。

○古賀経営金融課長 私どものほうは事業者を対象といたしておりますので、一般の個人の方については、我々のほうでは対応していない状況です。

○矢野企業立地推進局長 私ども、日立プラズマとは常に連絡をとり合っておりますけれども、日立プラズマでは、家庭の事情とか相談を受けながら、その対応をしているということで聞いています。きのうお聞きした時点で950名の社員の方がおられますけれども、その方々をどう処遇していくか、一人一人事情を聞きながら対応しているということでございますので、それを今、見守っているところです。今おっしゃったような事情も含めて、家族の状況とか、そういう細かな事情を聞きながら対応していきたいということで国富工場の人から聞いております。

○武井委員 現実に、金融機関なりから実際に個人に対してアプローチがあるわけです。まだどういうふうになるか状況がわからない中で、非常に不安になっている人たちに対してそういった対応がある。金融機関等に対して、そういった対応とかについて指導するということが必要ではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○矢野企業立地推進局長 金融機関につきましては、日立プラズマの社員の処遇もありますけれども、その他、中小企業に対する問題もあります。そういう意味で、私どもは、銀行に行きまして、その辺の協力はお願いしたところです。

○武井委員 わかりました。

次に移りますが、派遣の雇用どめが県内311人とかあるんですが、実際にいろいろ話を聞いてみますと、例えば大分県なんか工場がよくて、宮崎県内から大分あたりに派遣で行っている人というのが相当いるんです。特に県北なんかが多いようですが、そういう方というのは、大分県なりほかのところで働いていた派遣が打ち切られた結果、職がなくて宮崎に帰ってこなければならなくなる場合もある。つまり、結果とし

て、実際に宮崎県内での派遣の雇いどめの方以上に、宮崎県外で派遣が打ち切られた状態にいる方が相当数出てくるということになるかと思うんですが、そういった県外で派遣を打ち切られた人がどの程度かというような把握は、非常に難しいと思うんですけれども、されているのか、そもそもすることができるのか、そのあたり、いかがでしょうか。

○金丸地域雇用対策監 現在の調査は、派遣元・先の事業所に対して、どの程度あるかという実数の調査ということでお聞きしておりますので、恐らく、その辺は把握できないんじゃないかなというふうに思っております。

○武井委員 実際は、そういった意味ではこの数字以上に相当数の方が出てくるということは、県としてもしっかりと認識をしていただきたいなと思っております。

最後にいたしますが、内定取り消しの話なんですけど、きょうの報道でもありました。実際に似たようなことを言われたという人もいるんですが、実際に内定取り消しをしないんですが、内定辞退を迫るといったような形で、結果として企業が悪質に内定取り消しを図っていくということがいろいろ報道でもされています。そういうことは絶対あってはならないと思うんですが、そういった内定取り消しに対して改めて指導をすとか、悪質な場合は情報公開をすとか、そういったことの対策、対応というのはどのように考えていらっしゃるか、伺います。

○金丸地域雇用対策監 内定取り消しにつきましては、厚生労働省の見解では、今のところは悪質なものは無いという把握のようでございます。今後、今、委員が言われましたような悪質な内定取り消し等があれば、その個別企業名を公表すとか、あるいはハローワーク等を通

じた指導をしていくということで対応したいということで聞いております。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

○河野哲也委員 セーフティネットの件でお伺います。私どものほうにも非常に相談がふえている中で、共通したものとして、保証協会の審査基準というのが、今までの一般保証と何ら変わっていないんじゃないかという声が聞かれて、例えば条件緩和等で、先ほど水間委員からもありましたように、今まで5%の売り上げ云々が3%になったとか、業種が拡大したとか、そういうものはあるんですけど、それ以外に、今までの一般の保証のここら辺を緩和したというところを確認しておきたいんですけども。

○古賀経営金融課長 保証承諾に関して、保証条件を緩和するとかいうものではありません。要は、セーフティネット5号についての認定要件を緩和したということでございます。

○河野哲也委員 本会議の中でも山下議員が質問されたと思うんですけど、保証協会関係で、代位弁済の問題があったと思うんですけど、20年度11月までの金額をもう一度確認しておきたいんですけど。

○古賀経営金融課長 20年度11月末まででございますけれども、代位弁済額が30億9,284万5,000円です。ちなみに、19年度で申し上げますと、年度を通じまして34億7,518万4,000円です。

○河野哲也委員 代位弁済というのは、確認なんですけど、これは、国が補てんとして80%、自己負担が20%という考え方ですか。

○古賀経営金融課長 決算ベースで、実績で申し上げますと、19年度はおおむね7割ほどが国のほうから補てんをされております。また、県のほうも、全体で申し上げますと4%程度でございますけれども、損失補償をやっております。

その結果、約4分の1が協会負担という格好になっております。

○河野哲也委員 30億の4分の1が自己負担ということですね。結局、今回もセーフティネットの緊急保証も同じ割合で、代位弁済は、国からおおよそ8割の補てんで、自己負担が2割弱とか、そういう状況になるのでしょうか。

○古賀経営金融課長 今回の保証制度では、100%保証協会が負担するわけですが、そのうち約96%が国のほうから補てんされて、4%が協会負担。この4%のうち2分の1は県のほうが債務保証しているという状況です。

○河野哲也委員 6・4……。

○古賀経営金融課長 正確に申し上げますと、96%は国のほうから補てんがある。残りが4%となりますけれども、4%について、2分の1は県のほうが債務保証をしているという状況です。

○河野哲也委員 相談に行かれる方は、まず金融機関に行かれる方が大半で、承諾は市とかに行くという手続なんですけど、まず金融機関ですね。保証協会に申し込みする数がこの程度で、承諾云々ということで、ある程度高い率で承諾されているように見えるんですけど、金融機関にまず相談に行かれて、その中で結局、今までと変わらないという印象を受けて戻ってこられる方が非常に多くて、相談者はもっともっと数的に多いということです。そこら辺、金融機関に対して、もっとしっかり相談に乗ってもらって、保証協会もある程度大きく業種をふやし、先ほどありましたけど、そういう部分で受け入れをもうちょっとスムーズにさせていただくように考えていただくとありがたいなということで、要望ですけど、お願いしたいと思います。

○十屋委員長 そのほか、ございませんか。

○外山委員 2～3点お伺いしますが、セーフティネットで申し込み件数はどのくらいですか。

○古賀経営金融課長 10月31日から緊急保証制度というのが発足したわけですが、申し込み件数が10月31日から12月9日までの速報値で申し上げます。件数が191件、金額が35億9,600万円でございます。

○外山委員 そのうち、相談件数はどのくらいですか。

○古賀経営金融課長 先ほど申し上げましたのは申し込み件数でございますが、協会のほうに相談がございましたのが、92件です。協会だけではなくて、こういった制度を御存じで、ほかのところにも自主的に申し込みはされていると。協会のほうに実際申し込みがございましたのは191ですけれども、直接相談がございましたのは92件ということでございます。

○外山委員 トータルの相談件数はどのくらいですか。

○古賀経営金融課長 トータルの相談件数というのは把握いたしておりませんが、12月5日現在で、セーフティネット保証の市町村における認定件数は414件でございます。

○外山委員 大体こういう数字というのは、行政に都合よくできているわけです。というのは、例えば、申し込み件数が10月31日で100件であれば、相談件数というのは、恐らく、この10倍、20倍はあるでしょう。相談をしたが、余りにも厳しいということであきらめ件数、これは非常に多い。申し込み件数はあったが、あきらめざるを得なかった、基準というのが非常に厳しい、そこが一番の問題。ですから、そういったことも実際しっかりと把握をしていただいて、基準というものを緩和するのか、もっと厳しくして

いくのか判断をしていただきたい。これは要望です。

次に、融資をして倒産回避件数はわかりますか。

○古賀経営金融課長 わかりません。

○外山委員 今おっしゃったように、入りと出がさっぱりわからない。融資をしたが、倒産をした、こういう事例もたくさんあると思います。では、そこで何が問題だったのかということ現場で把握するように努めなければ、全く意味がないと。セーフティネットという名前はすばらしい。融資を受けた、しかし、倒産をしたかもわからない、そういった実態の把握というのが県庁は苦手。今後、そういったことも含めて、しっかりとした調査をしていただきたい。

それと、4月から10月までとか、11月合計とかありますが、この中で倒産件数と、建設業に限って言えば、離職者数というのは何人ですか。

○古賀経営金融課長 20年1月から10月まででございますけれども、倒産件数が86件ございまして、うち建設業が48件ということでございます。

○十屋委員長 倒産した会社の離職した人数とかはわかりますか。

○古賀経営金融課長 再度申し上げます。20年1月から11月末まで、倒産件数が97件ございました。その中で離職者が1,776人でございます。件数で申し上げますと、建設業者が52件でございますが、離職者については、業種別には把握いたしておりません。

○外山委員 これを見るとすごいですね。宮崎県というのは崩壊するのと違うかというような気がします。

○古賀経営金融課長 建設業の倒産した企業の従業員ということでございますが、全体が1,776

名中、建設業が862名でございます。

○外山委員 すごいものですね。雇いどめとありますが、雇いどめというのは臨時とかパートも含まれるんですか。

○金丸地域雇用対策監 派遣については雇いどめとなっておりますが、この「等」というのは請負とかが入っていますので、「雇いどめ等」という表記にしております。パートの場合も更新しないということであれば雇いどめの定義に入ってくるというふうに聞いております。

○外山委員 専門家の話では、こんなものではないと。10倍であろうということが新聞報道等でもされています。つい最近でも、旭化成が50名とかいう新聞報道されていましたが、この中に入っていますか。

○金丸地域雇用対策監 今回の調査は、非正規労働者で、資料7ページの1にあります派遣、契約、請負、その他、これだけの調査ですので、パートは調査対象になっておりません。

○外山委員 答弁が全然違う。

○金丸地域雇用対策監 今回の調査結果につきましては、全体の数字しかいただいておりませんので、また公表されておられませんので、個別にどこの企業が入っているということはわかりません。

○外山委員 例えば国富でもありました。僕らが当初聞いたのは、非正規400名というふうに聞いていたんですが、250~260人だと。これは調査内容が違うんじゃないですか。例えば派遣が250人、パートとか臨時とかいうのは定義というのがファジーですから、そこら辺についてはどうなんですか。

○金丸地域雇用対策監 先ほども申し上げましたけれども、今回の調査というのは、派遣、契約社員、請負というところの調査でございます

ので、パートはヒアリングの対象になっていないと聞いております。

○外山委員 ですから、トータルでは大体どのくらいですか。

○金丸地域雇用対策監 今回の件につきましては、パートについては状況が国においても把握されていないということでございます。

○外山委員 それであれば実態がわからないでしょう。電話一本することができないんですか。

○金丸地域雇用対策監 今回につきましては、とにかく、緊密に連携しながらやっているわけですが、調査対象となっておりますので、労働局においても把握していないということでございます。

○外山委員 だれかが知事に調査をしると質問した。二重行政だという答弁がありました。国が派遣なら派遣の調査をするならば、県はパート、臨時をされたらどうですか。二重行政にはならんでしょう。

○金丸地域雇用対策監 国の対策というか、県と連携した対応ということで、今、緊急雇用対策本部を労働局に設置するというようなことを検討中でございますので、またその中で調査をしていただく、あるいは現状把握を報告いただくようお願いをいたしたいというふうに考えます。

○外山委員 僕らがこういうふうに審議します。そうすると、実態と数字の乖離、いつもこれに泣かされる。例えば、僕らは400名と聞いておった。ところが、新聞では250名、あれはうそだったんだと。そんなに大したことはないと感じる。しかし、パート、臨時というのがほとんど。宮崎県の場合には、どっちかという、派遣会社というのはまだ立派なものですよ。ですから、250名という数字をうのみにする。しかし、実態と

いうのは全然違う。そこら辺のことをしっかりと把握していただいて……。この場で資料があれば出す。そこで驚く。どないかせんといかんと、こうなるんじゃないですか。いつもこれでやられる。

新規学校卒業者の採用内定を切る場合と内定の拘束力、逆はどういうふうになるんですか。

○金丸地域雇用対策監 あくまでも指針でございますが、内定は取り消さないものとするということになっておりまして、先ほども武井委員にお答えいたしましたけれども、労働契約が成立していると思われる場合は、労働基準法に基づくこと。

○外山委員 逆に内定者側が断った場合。

○金丸地域雇用対策監 具体的な統計数値はとられておりませんが、高校生については、推薦が1人に対して1社、最大2社でございますので、ほとんど充足できていると思っておりますが、企業にお聞きいたしますと、大学生等については、二重内定等をとっていた学生が結構いて、最後のところで絞って、ことしの3月については内定辞退が結構あって、充足できなかったというような話も聞いております。ただ、統計的にどれだけのデータというのは、把握されておられません。

○外山委員 内定をリジェクト、断った場合のペナルティー、これはどういうものがあるんですかということを知っているわけですか。

○金丸地域雇用対策監 それは、ありません。

○外山委員 よくわかりました。

新聞報道等でも、内定の取り消しというのが、これも10倍に達するであろうと言われております。こういったことは県教育委員会としっかり話し合いをしながら、今から希望を持って就職される方々を泣かせないような取り組みをして

いただきたいというふうには、今の点については要望しておきます。

高校生の県外と県内の就職状況は、前年度と比較してどういう動向にあるか、教えてください。

○金丸地域雇用対策監 まず、就職希望でございますけれども、大体これまで県内対県外が6対4ぐらいというふうに言われておりましたが、今年度につきましては、女子の県外希望が多いということで、就職希望者3,177人のうち、県内希望が1,716人、県外希望が1,461人となっております。県内希望が55～56%に落ちてきております。その内定状況につきましては、10月末現在でございますけれども、県内が55.19%、県外が80.29%で、県内は前年が53.8%でしたので、上回っておりますが、県外が前年同期で86.51%でしたので、6ポイントぐらい落ちているという状況でございます。ただ、これは、県内企業の求人の出方が、9月末で最終求人の7割ぐらいいしか出ておりませんので、11月末ぐらいで、去年の例でいきますと9割ぐらいい出ている。求人の出方が遅いことにもよるのかなというふうには分析しております。

○外山委員 今回の件についても、以前から、以前と言っても私がここに座って4～5年にしかありませんが、毎年言われています。県内企業求人をもっと早く出してくれんかと、以前から言われていますよ。今、一緒の答弁。また一緒のこと。また一緒の質問をしなければいけません。県内企業にもっと早く求人を出すように要望をしてください。以上です。

○十屋委員長 ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 その他はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時24分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○山田県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、かねてから、県土整備行政の推進につきまして、格段の御指導、御協力をいただいております。厚くお礼申し上げます。

御説明に入らせていただきます前に、一言、御報告申し上げます。お手元に追加して資料をお配りしておりますけれども、平成18年に提起された赤江浜護岸工事に係る住民訴訟につきましては、原告らと協議を続けてまいりましたが、赤江浜の問題について、地元住民や海岸利用者などと意見交換を目的とする「赤江浜海岸づくりフォーラム」を設けることで原告と合意しまして、来る16日に原告が訴えを取り下げ、裁判が終結することになりました。県といたしましては、地元住民の皆様や海岸利用者の皆様などと意見交換を図りながら、今後とも赤江浜のよりよいあり方につきまして、検討してまいりたいと考えております。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元に商工建設常任委員会資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思いま

す。表紙をめくっていただきまして目次をごらんください。御審議いただきます議案及び報告事項を担当課ごとに記載しております。

まず、管理課から、県土整備部の11月補正予算案につきまして御説明申し上げますとともに、報告事項といたしまして、予定価格の事後公表の試行状況について御説明申し上げます。

次に、技術企画課からは、地域企業育成型の総合評価落札方式の試行について御報告申し上げます。

次に、道路建設課であります。工事請負契約の締結につきまして、議案を上げさせていただいております。また、報告事項といたしまして、道路整備財源を取り巻く状況について御説明申し上げます。

次に、道路保全課であります。道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案を上げさせていただいております。また、道路上で発生した落石事故などについて、損害賠償額を定めたことにつきまして御報告を申し上げます。

次に、港湾課であります。公の施設の指定管理者の指定につきまして、議案を上げさせていただいております。また、県有車両による交通事故について、損害賠償額を定めたことにつきまして御報告を申し上げます。

次に、都市計画課であります。宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、土地区画整理法及び都市計画法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する市に移譲を行うために、条例を改正するものであります。

最後に、公園下水道課であります。公の施設の指定管理者の指定につきまして、議案を上

げさせていただいております。

以上が県土整備部の議案及び報告事項であります。その詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。以上であります。

○持原管理課長 管理課でございます。

各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が平成20年11月定例県議会提出議案、2つ目が同じく提出報告書でございます。県土整備部分だけを抜粋してお手元の常任委員会資料にまとめておりますので、各課はこの委員会資料で説明させていただきます。

それでは、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の11月補正予算の概要についてでございます。歳出予算の補正はございません。一般会計の繰越明許費の補正でありますけれども、新たな事業の追加といたしまして、県単道路維持事業など9事業23億4,963万4,000円をお願いいたしております。また、2ページでございますけれども、繰越額の増額変更を公共道路新設改良事業など10事業でお願いしております。補正後の繰越額は110億3,700万円となります。これらの繰り越しの理由といたしましては、用地交渉や工法検討に日時を要したことや、国の予算内示の関係等により工期が不足することなどによるものでございます。なお、追加と変更とを合わせました補正後の見込額を3ページにまとめております。

次に、4ページをお開きください。一般会計の債務負担行為の補正でございます。港湾課の宮崎県サンビーチツ葉管理運営委託費など5事業で9億8,737万5,000円の追加をお願いいたしております。また、5ページにありますように、建築住宅課の平成20年度公営住宅建設費で4,427万6,000円の増額補正をお願いいたして

おります。補正後の債務負担行為の限度額は、3億6,087万5,000円となります。さらに、6ページに、港湾事業特別会計におきます債務負担行為といたしまして、宮崎港マリーナ施設管理運営委託費3,862万8,000円を計上いたしております。これらの債務負担行為の追加につきましては、公の施設の指定管理者の指定に係るものでありまして、後ほど、関係課長が御説明いたします。

次に、予定価格の事後公表の試行状況につきまして御説明いたします。7ページをごらんください。さきの議会で御説明いたしましたけれども、環境森林部と農政水産部、県土整備部のいわゆる公共三部が発注いたします一部の建設工事及びすべての建設関連業務に関しまして、本年10月から予定価格の事後公表を試行しているところでありまして、このことに関しまして、現時点での試行状況につきまして御説明させていただきます。

公共三部の事後公表の試行件数といたしましては、1にありますように、建設工事で101件、建設関連業務で148件を実施いたしております。参考までに、事後公表の対象となる価格帯につきましては、建設工事の土木一式工事で申し上げますと、予定価格が2,000万円以上の工事、格付で申し上げますとBクラス以上が事後公表ということにしております。それから、建設関連業務はすべて事後公表といたしております。

次に、2の各種数値、参考データでございますけれども、これは、今申し上げました事後公表案件につきまして、事前公表のときとの比較を行ったものでございます。黒い網かけ部分が事後公表案件の各種データでございます。表の左側が建設工事、右側が建設関連業務でございます。まず、落札率でございます。建設工事

は1%程度高くなっておりまして、建設関連業務はほぼ横ばいとなっております。

次に、予定価格を上回って入札した者が、入札1件当たり、平均何人いたのかを示したものでございますけれども、建設工事、建設関連業務ともに、事前公表ではほとんどいなかったところでございますが、事後公表になって平均1人は出てきております。

次は、最低制限価格を下回って入札した者が入札1件当たりに平均何人いたのかを示したものでございます。建設工事はほぼ横ばい、建設関連業務は増加いたしております。

次は、くじの発生状況、くじの場合の平均くじ対象者数、最低制限価格と一致した入札の発生状況でございますけれども、それぞれの項目について、建設工事、関連業務ともに、事後公表案件では減少いたしております。

次に、入札不調と不落についてでございます。なお、入札不調件数につきましては、応札者がいなかった入札を計上いたしております。また、不落件数は、応札はありましたけれども、予定価格と最低制限価格の間に入札がなかったもの、つまり、応札者全員が予定価格をオーバーしたか、あるいは最低制限価格を下回って落札者がいなかった入札の件数を計上いたしております。事後公表案件では、建設工事で不調が3件、不落が4件、建設関連業務で不落が4件発生いたしております。なお、いずれも再公告の手続などを行い、速やかに事後の対応をいたしております。

以上、現行の試行状況を御報告いたしましたけれども、試行のボリュームがまだ半分にも満たないものでございまして、数値は今後変動する可能性があります。試行状況につきましては、現時点では、一部の状況で全体を論じるこ

とはできないと考えておりますので、引き続き状況の把握に努めながら、次の議会までには分析を行いまして、来年度以降の対応についてお示ししたいと考えております。

管理課につきましては、以上でございます。

○岡田技術企画課長 技術企画課であります。

総合評価落札方式（地域企業育成型）の試行について御説明いたします。

委員会資料の8をページをお開きください。まず、導入の趣旨でございますが、小規模工事を念頭に、技術力や地域貢献度の高い地元の建設業者が受注しやすい環境を整備することにより、地域企業としての建設産業の育成を図ることを目的とするもので、総合評価落札方式の一つの型式として新たに導入するものであります。この地域企業育成型の主な特徴は、次の3点でございます。まず、1点目は、入札時に落札候補者が自動的に決定されること、2点目は、評価項目を簡素化したこと、3点目は、受注できる工事を1件に限定したことであります。これらの特徴については、後ほど、それぞれの項目で詳しく説明させていただきます。

2の対象となる建設工事についてでございます。当面、予定価格が250万円以上2,000万円未満の土木一式工事といたしております。9ページの適用区分表（土木一式工事）をごらんください。縦軸に工事規模を工事金額で示しております。横軸は技術的難易度で、右に行くほど難易度が高くなっております。現行の総合評価落札方式では、工事金額が2,000万円以上の工事を対象として、高度技術提案型、標準型、簡易型、簡易Ⅱ型、特別簡易型の5つの型式を価格と工事の難易度により区分して適用しております。今回新たに導入する地域企業育成型は、工事金額が従来、対象範囲外でありました250万円以

上2,000万円未満の工事を対象とするものであります。

再び8ページにお戻りください。3の試行開始の時期でございます。平成21年1月20日以降に公告する工事から適用することといたしております。1月20日以降に公告する対象工事が今年度、約100件程度あると見込まれていることから、その5割程度を試行したいと考えております。

次に、4の落札者の決定方法でございますが、現行の総合評価落札方式と同様、価格と品質を総合的に評価し、落札者を決定いたします。冒頭でも述べましたが、地域企業育成型の特徴の一つは、発注者及び入札参加者の事務軽減を図るため、入札参加者が入札時に価格を入力するだけで落札候補者が決定するという点でございます。価格以外の評価項目に関するデータは、発注機関においてすべて事前に登録し、評価点を自動計算することにより落札候補者が決定する方式で、入札参加者は工事ごとに技術申請書を提出する必要はございません。

価格以外の評価項目を表にしております。この評価項目が簡素化されているのが地域企業育成型の特徴の2点目でございます。評価の視点は、企業の技術力と企業の地域社会貢献度の2つでございます。企業の技術力については、過去5年間の県工事の成績の平均点を評価項目とし、県が保有するデータを用います。企業の地域社会貢献度については、企業の本店所在地を評価項目といたします。また、地域社会貢献の実績については、ボランティア以下6項目を評価対象として、地域企業育成型の入札に参加を希望する企業から事前に提出された書類により、県でデータ登録を行います。

具体的な評価方法について御説明いたします。

9 ページの下段の表をごらんください。企業の技術力については、評価基準の計算式により40点満点で得点を算定します。地域社会貢献度については、発注工事箇所と同じ市町村に本店がある場合は30点、発注土木事務所管内に本店がある場合は15点、それ以外は零点として得点を算定します。また、地域社会貢献の実績については、(注2)にありますように、6項目のうち3項目以上に該当する場合は30点、1項目でも該当する場合は15点、該当する項目がない場合は零点として得点を算定いたします。これらの得点を合計したものを10点満点に換算し、基礎点100点とその加算点の合計を入札額で割った評価値が最も高い企業を落札候補者といたします。

再び8 ページにお戻りください。特別に定める入札参加の条件でございますが、これが地域企業育成型の特徴の3点目でございます。地域企業育成型におきましては、評価項目が少なく、価格以外の評価点は固定化し、受注に偏りが生じるおそれがあること、また、対象となる企業の規模が比較的小さいことなどを考慮し、工事の品質確保及び地元企業育成の観点から、地域企業育成型による受注工事については1件を限度といたします。また、工事完了後は、再度、地域企業育成型による入札に参加できるとしております。なお、今回導入する地域企業育成型以外の総合評価落札方式及び価格競争のみの条件付一般競争入札については、この制限は適用されません。

技術企画課につきましては、以上でございます。

○山崎道路建設課長 道路建設課でございます。

委員会資料の10ページをお開きください。議案第12号「工事請負契約の締結について」であります。

一般国道219号地域連携推進事業によります片内トンネル工事の請負契約でございます。下にトンネルの位置を示しておりますが、施工箇所が西都市大字尾八重でございます。西都市内から約20分ほど西米良側に向かった一ツ瀬ダム対岸側になる予定でございます。1に片内工区の事業概要を、2に片内トンネルの概要を記載いたしております。3の請負契約の概要をごらんください。契約の金額が7億2,562万1,780円、契約の相手方が吉原・富岡・坂口特定建設工事共同企業体、工期は契約発効の日から平成22年3月15日までといたしております。11ページに片内工区及び片内トンネルの概要図を添付いたしております。

続きまして、12ページをお開きください。議案第13号、国道327号地域連携推進事業・野地トンネル工事の請負契約であります。下にトンネル位置を示してございますが、施工箇所は、椎葉村大字松尾でありまして、諸塚村椎葉村境から椎葉村側へ約4キロの位置になります。1に岩屋戸工区全体の事業概要を、2に野地トンネルの概要を記載いたしております。3の工事請負契約の概要をごらんください。契約金額が18億7,992万円、契約の相手方がフジタ・矢野・内山特定建設工事共同企業体、工期が契約発効の日から平成22年12月25日までといたしております。13ページに岩屋戸工区及び野地トンネルの概要を添付いたしております。

続きまして、14ページをお開きください。報告事項であります。道路整備財源を取り巻く状況につきまして御説明をいたします。

1のこれまでの動きでございますが、平成20年5月13日に道路特定財源等に関する基本方針が閣議決定され、平成21年度からの一般財源化が明示されております。9月に国土交通省から、

今後の道路行政について意見・提案の提出依頼が各県に出されております。これは、国がつくる新たな道路整備中期計画を初め、社会資本整備重点計画を策定するに当たり、参考とするための意見・提案の募集でありまして、後ほど、次の15ページで宮崎県の提案内容について御説明いたしますが、本県は10月20日に回答いたしております。この意見・提案を受けまして、国におかれましては、11月26日に新たな中期計画の策定に向けての骨子を発表いたしております。

2の今後の動きでございますが、12月中に新たな中期計画案の作成が行われ、12月3日、閣議におきまして21年度予算編成の基本方針が決定されております。これを受けまして、例年でありますれば下旬に21年度予算の政府案が閣議決定、そして1月に通常国会で審議されることとなります。

このような流れの中で懸念される事項といたしまして、3に記載しておりますように、追加の経済対策で出されました1兆円について、12月8日に政府・与党は、平成21年度予算においては、従来からの地方道路整備臨時交付金のかわりに、地域活力基盤創造交付金（仮称）の創設を決定しました。その財源にその他の道路整備事業費が充てられることなどから、本県では国道10号、220号で行われているバイパス工事など直轄事業への影響が危惧されるところであります。また、先日出されております交通需要推計の見直し等によりまして、B/Cが約2割から3割程度小さくなることなどから、交通量の少ない地方にとりましては、道路整備のおくれが懸念されるところであり、今後とも、21年度予算編成の動きを注視していく必要があると考えております。

次に、15ページをごらんください。県が提出

しております今後の道路行政についての意見・提案について御説明いたします。（1）に国からの依頼の趣旨が書いてございます。

（2）にその具体的な内容が書かれてございます。その下に県の意見・提案を記載いたしておりますが、まず、①地域の現状と抱える課題と目指すべき将来像といたしましては、宮崎県の総合計画でうたわれております4つの項目、1、交通ネットワークづくりから4の道路ストックの適切な維持管理ということを大きなテーマといたしました。

②に道路行政全般について改善すべき点、要望や提案等の項目で、提案の1としまして、財政力及び国県道改良率が低い地域に予算の重点配分をすること、提案の2としまして、地域の実情に応じた拡張的な費用便益を地方が行う道路事業に導入、また高規格幹線道路の点検にも導入すること、提案の3としまして、重要路線、九州横断道延岡線を念頭に置きました国道218号の直轄管理について、3点を提案・要望といたしております。

次に、③の具体的な事例でございます。まず、企業誘致及び観光のそれぞれの観点から高速道路の整備効果を、孤立化解消や合併支援の観点から国道327号、388号の整備効果の事例を、また、都市部の抱える課題としまして、渋滞対策の事例として宮崎東環状の整備事例、6つ目としまして、橋梁等の道路施設の適切な維持管理による効果の事例について、具体的に提案をしたところでございます。

また、この意見・提案につきましては、県内の各市町村にも国から直接依頼、回答の集約が行われておりまして、主な意見・提案といたしましては、地域の実情に応じたB/Cの導入をお願いしたいということ、それから、高速道路

の整備促進をお願いしたいなどの意見・提案が多数であったと伺っております。

これらの意見・提案につきましては、この後、年内に国によりまとめられます新たな整備計画案に盛り込まれまして、21年度以降の道路整備予算に具体的に反映されることになると伺っております。

道路建設課は以上でございます。

○東道路保全課長 道路保全課でございます。

議案第4号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

委員会資料の16ページをお開きください。道路に電柱などの工作物等を設置し、継続して道路を使用する場合は、道路管理者の道路占用許可を受けなければならず、また、道路管理者は道路の占用について、条例で占用料の額等を定め、占用料を徴収することができることとなっております。今回の条例改正は、前回改正の平成9年4月以降の地価の下落等経済情勢の変化を受けまして、占用料の改定等を行うものであります。なお、国におきましては、平成20年4月1日から占用料の額を改定しております。

改正の概要は、占用料の額の改定につきまして、これまでの改定と同様に、九州各県とともに九州統一の単価により改定することといたしております。また、国の改正に合わせ、所要の改正を行うことといたしております。委員会資料の17ページから24ページに改正内容の新旧対照表をお示ししております。

施行期日は、平成21年4月1日を予定しております。

なお、今回は、占用料の引き下げ改定となりますことから、本県の占用料は、来年度は約7,000万円の減収になるものと考えております。

次に、損害賠償額を定めたことにつきまして、

地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

委員会資料の25ページをお開きください。報告は4件でございます。発生日及び発生場所につきましては、左の欄に記載のとおりであります。事故の内容について御説明いたします。1件目の落石事故は、自動車で行中、道路右側ののり面から落下してきた落石が車両に衝突し、車両前方部を損傷したものであります。損害賠償額は5万7,121円であります。

2件目の倒木事故は、自動車で行中、道路右側ののり面から落下してきた倒木が車両に衝突し、車両左前方部を損傷したものであります。損害賠償額は14万1,971円であります。

3件目の側溝ぶた不全事故は、自動車で行中、道路横断側溝に設置していたグレーチングぶたが外れていたところを通過した際に、車両右後輪を損傷したものであります。損害賠償額は1万7,346円であります。

4件目の落石事故は、自動車で行中、道路右側ののり面から落下してきた落石が車両に衝突し、車両前方部を損傷したものであります。損害賠償額は19万5,069円であります。

なお、賠償額は、いずれも、すべて道路賠償責任保険から支払われます。

道路保全課は以上であります。

○竹内港湾課長 港湾課でございます。

当課の提出議案について御説明いたします。

委員会資料の26ページをお開きください。議案第24号「公の施設の指定管理者の指定」についてであります。

宮崎県港湾管理条例第17条の4第3項及び公の施設に関する条例第10条の2第3項の規定により、宮崎港マリーナ施設及び宮崎県サンビーチツ葉の指定管理者を指定することについて、

地方自治法第244条の2第6項の規定により県議会の決議を求めるものでございます。まず、1の指定管理者候補者についてであります。株式会社NPKと株式会社馬原造園建設から成るサンマリーングループが次回の候補でございます。

次の2の指定期間についてであります。平成21年4月1日から3カ年を予定しております。

次に、3の指定管理者候補者の選定についてであります。(1)の公募の状況につきましては、平成20年7月11日から募集を行い、4団体から応募があったところでございます。(3)の審査結果につきましては、最高得点を得ましたサンマリーングループを選定したところであります。なお、すぐれた提案といたしまして、民間のノウハウを活用した自主事業の取り組みなどや、お客様センターの設置などがありました。

4の指定管理料などについてであります。指定管理料の年間額は7,980万円、3年間で2億3,940万円となっております。

次に、委員会資料の28ページをお開きください。損害賠償額を定めたことにつきまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

県有車両による交通事故の損害賠償であります。表に記載の相手の車両に中部港湾事務所の港湾巡視員の運転する県有車両が衝突したものでございます。この損害賠償額は、人身損害及び物件損害で、表記載の金額で和解を締結しております。なお、すべて保険から支払われております。

交通事故の防止につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでありますが、今後とも十分指導してまいりたいと考えております。

港湾課につきましては以上でございます。

○黒田都市計画課長 都市計画課でございます。

委員会資料の29ページをお開きください。議案9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

初めに、1の改正の趣旨であります。今回、土地区画整理法及び都市計画法に基づく許認可等の知事の権限に属する事務の一部につきまして、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する市に移譲するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、2の移譲事務の内容について御説明いたします。まず、(1)の土地区画整理法第76条についてであります。土地区画整理事業におきましては、事業の円滑な実施を図るために、地区内で事業施行の障害となるおそれのあります建築行為等を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となっております。現在、この許可につきましては、延岡市へは、仮換地指定後のみの要件を設けて事務を移譲しておりますが、今回、この要件を撤廃するとともに、同法第76条に関するすべての権限を移譲するものであります。なお、都城市と日向市には既に権限を移譲しておりますので、今回の条例改正により、同様の権限を持つのは3市となります。

次に、(2)の土地区画整理法第4条ほかについてであります。土地区画整理事業におきましては、個人や組合が事業を行う場合は、事業の施行や組合の設立等について都道府県知事の認可が必要となっております。現在、これらの認可等につきましては、延岡市及び日向市へは、施行面積が5ヘクタール未満に限る要件を設けて事務を移譲しておりますが、今回、面積の要件を撤廃するものであります。なお、都城市は既に面積要件を撤廃しておりますので、今回の条例改正により、同様の権限を持つのは3市と

なります。

次に、(3)の都市計画法第65条についてであります。都市計画決定された都市施設、例えば、街路等の整備に着手する際は、県が施行する場合は国土交通大臣の、市町村が施行する場合は知事の認可を受けて着手する必要があります。これを事業認可と言い、事業認可を受けた後に都市計画事業の施行の障害となるおそれのある建築物の新築や改築、土地の形状の変更等を行おうとする場合は知事の許可を受けなければなりません。今回、この都市計画事業認可後の事業地内における建築の許可等に関する同法第65条に規定するすべての事務を、移譲希望のあった都城市、延岡市及び日向市に移譲するものがあります。

3の施行期日としましては、平成21年4月1日としております。

なお、宮崎市につきましては、中核市のために、これらの事務は法令により移譲済みとなっております。

次に、30ページから41ページに現行と改正案の対照表を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。以上であります。

○平田公園下水道課長 公園下水道課であります。

当課からは、議案第25号から第28号までの4つの議案について御説明いたします。これらは、公の施設に関する条例第10条の2第3項及び都市公園条例第15条の3第3項の規定により、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

委員会資料の42ページをお開きください。議案第25号、県立平和台公園及び宮崎県総合文化公園の指定管理者の指定についてであります。

まず、1の指定管理者候補者についてありますが、株式会社馬原造園建設であります。

2の指定期間についてありますが、平成21年4月から3年間で予定しております。

3の指定管理者候補者の選定についてありますが、4団体からの応募がありました。(3)に審査結果を記載しております。(4)の選定理由についてであります。事業計画において、たくさんの方にボランティアに参加してもらうための仕組み導入や、管理業務や利用者への情報提供などを統合した公園管理システムの導入などのすぐれた提案がなされていることなどがあります。

4の指定管理料についてありますが、指定管理料の年額は8,086万7,000円、3年間で2億4,260万円となっております。

次に、44ページをお開きください。議案第26号、特別史跡公園西都原古墳群の指定管理者についてであります。

1の候補者についてありますが、財団法人宮崎県公園協会であります。

2の指定期間につきましては、平成21年4月から3年間で予定しております。

3の候補者の選定についてであります。4団体からの応募がありました。(3)に審査結果を記載しております。(4)の選定理由についてであります。事業計画において、公園周辺を含めた利用の促進と、市民との協働による地域貢献の推進や、西都原周辺の歴史資源、自然環境資源と結びついた西都原フィールドミュージアム構想などのすぐれた提案がなされていることなどあります。

4の指定管理料についてありますが、年額は2,484万2,000円、3年間で7,452万5,000円となっております。

続きまして、46ページをお開きください。議案第27号、県立阿波岐原森林公園の指定管理者についてであります。

1の候補者についてであります。財団法人宮崎県公園協会とフェニックスリゾート株式会社により、グループ名MParks+PHOENIX阿波岐原であります。

2の指定期間につきましては、平成21年4月から3年間を予定しております。

3の候補者の選定についてであります。6団体からの応募がありました。(3)に審査結果を記載しております。(4)の選定理由についてありますが、事業計画において、パークウェイ維持管理に関しまして、世界に通用する宮崎らしい花の道路景観創出や、住民・NPO法人等との協働による神話のみち設定事業、自然を学び、自然を自由に遊ぶ会事業など、公園コンセプトにマッチしたすぐれた提案がなされていることなどあります。

4の指定管理料についてであります。年額は5,069万2,000円、3年間で1億5,207万7,000円となっております。

最後に、48ページをお開きください。議案第28号、県立青島亜熱帯植物園及び宮崎県総合運動公園の指定管理者についてであります。

1の候補者についてであります。財団法人宮崎県公園協会であります。

2の指定期間につきましては、平成21年4月から3年間を予定しております。

次に、3の候補者の選定についてであります。4団体からの応募がありました。(3)に審査結果を記載しております。(4)の選定理由についてであります。事業計画において両公園とそれらを結ぶトロピカル道路周辺を「トロピカルファミリー・リゾート」として位置づけ、地域と

の連携と協働により一日かけて楽しめる青島リゾート創出などのすぐれた提案がなされていることなどあります。

4の指定管理料についてであります。年額は1億580万円、3年間で3億1,740万1,000円となっております。

公園下水道課は以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑に関しましては、午後1時10分から行いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時10分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

質疑に関しましては、その他の報告事項はまた別に質疑いたしますので、議案、報告事項について質疑はございませんか。

その他の報告事項、予定価格の事後公表と総合評価落札方式、道路整備財源につきましては、後ほど、質疑をお受けしたいと思います。

○水間委員 議案第24号からの指定管理者の件ですが、先ほど商工観光労働部でもお聞きしたんですけども、委託料が金額的に余り差がないんじゃないかと。そして、採点結果、商工観光労働部で言うと80点ぐらいだったんですが、県土整備部を見るとすべて70点台、特に第25号については、0.3点と非常に1位と2位の差が小さい。0.3点でも、あくまでも入札の点数のことでしょうから、決めることは当然なんだろうが、平均点が70点台で決まってしまうというか、ほかに点数のやりようがないんでしょうが、そこらあたりはどんなふう感じておられますか。70点台で指定管理者が決まってしまう。委員の皆さん方の平均点というのは、そんなに分

散するものなのか、どうでしょうか。70点台ですべて決まっている。80点ぐらいまでいくようにはならないのでしょうか。議案第24号、25号、26号、27号、28号、その辺をお聞かせください。

○平田公園下水道課長 候補者の選定に当たっては、公平性、透明性の確保を基本としまして、外部からの有識者を含む選定委員会により選定したものでございます。このときの有識者として、大学の先生とか財務関係の人とか、皆さんそれぞれでございます。それぞれの方が、事業計画を提出いただいたもの、申請内容を審査し、5項目あるんですけど、5項目とは、住民の平等な利用の確保に関してとか、公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画、経費の縮減、事業計画を着実に実施するための管理運営能力、地域への貢献度、この5項目を中心に、これを総合的に評価していただいたところでございます。事前に何点にしようとかはないものですから、その結果をそのままとめたものが、こういった点数となったという状況でございます。

○竹内港湾課長 港湾課の場合は、1件、審査をお願いしたんですけども、5人の平均点が最高の得点をされたサンマリーングループですけども、78.5点になっております。2位のグループが71点、3位が65点、4位が57点ということで、点数的にはかなりばらつきが出ておること、やはり1位の方を各委員の方が高く評価されたものとおっしゃるところでございます。

○水間委員 今、選定基準の配点の流れをお聞きしたんですが、公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画、管理運営能力、特に、3年前から指定管理をする段階では、経費の縮減とい

うことが最大だったと思うんですが、そういう中では、非常に頑張っておられるんですけども、一番先の指定管理を受けるために、ダンピングじゃないけれども、思い切った下げ方をするところもあったというふうには聞いていますが、そのことが2回目の指定管理者のことになったときには、委託費が徐々に基準額に近づいているように感じるんですが、そこらあたりの考え方と、応募団体の港湾の4団体、この団体の業者名は公表はできるんですか。

○竹内港湾課長 団体名でございますけれども、1位の団体名はここに書いてあるとおりでございます。ほかの3団体につきましては、団体名がビーチライフパートナーズと書いてあります。これにつきましては、構成員が宮崎県公園協会、宮崎ライフセービングクラブ、警備会社の文化コーポレーションでございます。それから、ランディックス株式会社、これは不動産の会社で、単独で応募されております。それと、シーサイドパークみやざきという団体ですけども、この構成員として、ベルポートジャパン、エイチ・アイ・エス、これは旅行会社の代理店でございます。それと園田グリーンセンター、宮崎マリーナ、NTCコンサルタンツの5つの会社の構成となっております。

○平田公園下水道課長 公園ごとに応募者を言います。平和台と総合文化公園であります。馬原造園建設、宮崎県公園協会、宮造グループ、ヤナセ緑化株式会社です。次に、総合運動公園と青島亜熱帯植物園でございますが、宮崎県公園協会、馬原造園建設、エコアースクリエーション造園事業協同組合、サンシーグリーンの4団体でございます。阿波岐原森林公園、これは6団体応募しておりますが、MParks+PHOENIX阿波岐原、園田グリーンセンター、エコアースクリ

エーション造園事業協同組合、東海造園土木株式会社、特定非営利活動法人宮崎緑事業団、株式会社植由樹園の6団体です。西都原古墳群でございますが、宮崎県公園協会、エコアースクリエーション造園事業協同組合、株式会社久光園、茶臼原造園の4業者でございます。

○水間委員 そうすると、公園協会が26号の西都原、27号の阿波岐原、28号の総合運動公園、3年間で、これを合わせて金額的にはどうなりますか。公園協会がすべてに顔を出されながら、阿波岐原森林公園、これはフェニックスと団体でしようが、この3つを受けておられる合わせた金額は幾らになりますか。

○平田公園下水道課長 3年間の合計で総合運動公園と青島亜熱帯植物園が3億1,700万円、西都原が7,400万円、阿波岐原が1億5,200万円、トータル、概略ですが、5億4,000万円～5億5,000万円になります。

○水間委員 県が直営でやったときとの差はどのくらい違うんですか。それは出ていませんか。

○竹内港湾課長 指定管理者を導入する17年と比較した場合、臨海公園でございますけれども、今回の管理委託料を見ますと、単年度が1,730万で、3年ですので、掛ける3ということです。

○平田公園下水道課長 計算して、後ほど……。

○濱砂委員 西都原に今、公園協会が倉庫を置いているところ、御存じですか。石貫階段からずっと上がっていったところの左側、古墳の横。公園内に倉庫を置いて、トラックがいつも駐車してあるんですが、非常に評判が悪いんです。景観が悪い。あそこを通られる方々とか、あそここの集落からもそういう批判が出ているが、届いていないですか。文化財課には話をしたんですけれども。

○平田公園下水道課長 指定管理者の管理の一

環で置いていると思うんですが、伺っておりません。そこら辺の話を調査しまして、適切に指導していきたいと思います。

○濱砂委員 そんなところはこういった基準には入っていないんですね。今後継続されるという形の中で、住民からの苦情とか、批判とか、要望とかいったものは全然収集されていないんですか。

○平田公園下水道課長 住民からの苦情とか要望とかをとりまして、西都原かどうかわかりませんが、そういったシステムを提案しているところもあります。いい提案ですので、そういった指導をしていきたいとは思っております。

○濱砂委員 よろしくお願ひします。公園内に、しかも観光客が通るところの横に、古墳のすぐ横なんです。そこに倉庫をつくって、作業員の方ももちろん、トラックも何台もずっと前からとめてあるもんですから、ぜひ、改善をお願いしておきます。

○児玉県土整備部次長 今の濱砂委員の関係、補足で説明させていただきますが、指定管理者選定に際しましては、まず、今の指定管理者がどうかという評価をしております、その評価結果も選定委員が見た上で選定の参考にしております。ただ、今言われた件は上がっておりませんでしたので、それは見てはおりませんでしたけれども、一般的にはそういう形で選定しているところでございます。

○濱砂委員 改善してください。お願いしておきます。

○平田公園下水道課長 先ほどの県がやっていた場合の管理費は、17年度、3つの施設ですけど、6億3,000万、これに対しまして、先ほど言いましたように、今回が5億4,400万、21年度か

らの管理になりますけれども、17年度からは8,600万円程度の差が出ました。

○武井委員 同じく、指定管理者について御質問してまいります。今回、港湾課で1つ、公園下水道課で4つ上がっているんですが、今までやっていたところが引き続き継続をしたものがどれくらいあるか。私が見るところでは、5つのうち4つは今までのところだと思うんですが、そういうことで間違いはないか、伺います。

○平田公園下水道課長 公園関係につきましては、4つの募集をやりましたが、1カ所、阿波岐原森林公園において指定管理者候補者が変更になりました。これは、フェニックスと公園協会のグループが1位になっているところです。今現在は園田グリーンです。

○竹内港湾課長 港湾課でございますけれども、今と次回ですけれども、2つの構成員で構成されておりまして、代表者の方は前回と一緒にございます。構成員につきましては、かわっておられます。

○武井委員 それを踏まえて何点か御質問していきたいと思うんですが、県土整備部以外、全体の今回の議案に上がってきている指定管理者が17～18あったと思うんですが、候補者が、今やっているところが変わったというのは、全体を見て阿波岐原森林公園だけだったんですね。それを踏まえて御質問していこうと思うんですが、今までやっていた実績をということで先ほど次長からもあったんですが、今までやっているところが非常にとりやすい。選定結果を見る限りにおいては、そこにアドバンテージがあるということになっているのではないかと、そういう懸念を持つんですが、いかがでしょうか。

○平田公園下水道課長 阿波岐原につきましては、先ほども言いましたように、選定委員会に

おいて、公平性、透明性の確保を基本として、それぞれ委員の方々の厳選な審査の上、決定したものであります。今現在やっているから有利だとか、そういった配慮はありません。提案された内容について、各委員の方が点数をつけられた、その結果、一番高得点をとられたということかと思っております。

○竹内港湾課長 選考に当たりましては、5名の選考委員の方で選考されているわけですが、その中で応募者、各プレゼンをしまして、その後、委員の方の質疑ということでされております。プレゼンの中では、それぞれの団体の事業計画なりを説明して、委員で評価することですので、事業計画書の作り方については、なれたところといいますか、継続のところは多少あるかと思っておりますけれども、基本的には委員の方の採点でつけておられますので、そういうことはないと思っております。

○武井委員 委員の方が審査したからということと言われてしまうと、それで終わってしまう話なので、そもそもの枠組み論を議論していこうと思っているんですが、今のものを踏まえて考えていきたいと思うんですが、そうしたときに、まず、非常に施設の運営はよくされていると思うんです。財団法人宮崎県公園協会が非常に多いと。そうしたときに、1つだけ入れかわったところ、阿波岐原森林公園、園田グリーンセンターが今の指定管理をされていると思うんですが、これも公園協会になって、そういった意味で、指定管理というものが、本来、官から民へという流れの中で、民間に対してどんどん業務を委託していこうといったような趣旨で出てきたところに、現状のあり方というのは、県の外郭団体である公園協会——公園協会

はよく頑張っているのは認めます。私も金谷さんの努力は非常に敬意を表するんですが、そもそもそのあり方として、本来の指定管理の趣旨から見て、こういう結果というのはどうなのかなと感じるんですが、いかがでしょうか。できたら部長か次長か答弁をいただきたいんですが。

○濱砂県土整備部次長 おっしゃる姿勢はわかるんですが、できるだけ民間の幅広いノウハウとか、経営効率化とか、そういう観点から幅広い民間の事業者から公募するという趣旨でありまして、一応の客観的な選定基準を設けて、しかも、委員は民間の学識者とかを含めまして選定をした、あくまでも結果と言わざるを得ないと思うんです。それでも、3年間の実績があれば、心情的に、ちゃんと実績があるじゃないかということは、委員によっては持たれることがあるかもしれませんが、そこまで立ち入ることはできないだろうと。選定基準につきましては、できるだけ従来の実績とかが入らないように、先ほど公園下水道課長が説明しましたけれども、より客観的な選定基準を事細かに設けまして、これに基づいてそれぞれ点数を採点しておるということであります。

もう一つは、3年間で切って、また更新するということによりまして、できるだけ民間の幅広い方に参入する機会を与えるということで、この制度は委員のおっしゃるような弊害は除去しているのかなというふうに考えております。

○武井委員 そうなんです。3年間で切るということなんです。ただ、結果としては、今までやっていたところが非常に多いということであれば、原則、3期で打ち切りにするとか、これからそういった枠組みというのを考えていかないと、同じところが何十年もやりますよというのは、やはり公の施設というふうに考えると

適切ではないんじゃないかと考えるんですが、そういったある程度の同一指定管理者の連続指定の制限というのは、今なのか、今後なのかも含めて検討されるということはありませんか。

○濱砂県土整備部次長 おっしゃる意味はよくわかりまして、確かに、特定の業者が10年も20年もということは、できたら、それはいいほうがいいというふうに思います。ただ、それだけ一生懸命努力をしてやってくれる以上は、その実績は評価されてしかるべきであろうというふうに、相反する2つの考えがあると思うんですが、ただ、この制度は始まってまだ3年間、本県では今期初めての第2期募集ということですので、実績を見ながら、おっしゃったことは今後の検討課題として、我が部だけではなくて、全庁的な問題として出てくるであろうというふうに考えております。

○武井委員 こういった指定管理先が第2の天降り先になるというような懸念もあるわけです。私もいろいろ調べてみたりもしたんですが、そういったような意味では、指定管理のあり方、特に県土整備部は所管しているものが多いですから、そのあたりはぜひ、また検討をしていただきたいと思っております。

もう一点なんです。青島亜熱帯植物園に関してなんですけれども、私はこの前の議会でも質問させていただいたんですが、今、和多屋さんがホテルをつくってということで、いろいろ青島全体のリニューアルが図られている中なんです。そういった意味でこのあり方、この前の部長答弁でも、ここは県として持っていくということはおっしゃっていましたが、全体的にリニューアルとかいろんな意味で形が変わっていくということは当然あると思うんです。逆に、3年間こういう形で契約をした結果

として、3年間は全くさわれないとか、そういうことなのか。それとも機動的に、契約はしているけれども、例えば、エリアが縮小したりすれば、指定管理が変わったりということもあると思うんですが、つまり、この契約が青島再開発を拘束することになるのか、ならないのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○平田公園下水道課長 21年度から3年間になるわけですが、青島再開発計画は、今後、宮崎市や関係部局なんかと詰めていくことになります。当然、この内容について変更があれば、内容変更について指定管理者と協議していくことになろうかと思っております。

○武井委員 ぜひ、そのあたりは柔軟によろしくお願いしたいと思います。

先ほど、今までやっていたところが引き続きで受注しているのが多いということを指摘させていただいたんですが、水間委員からもありましたけれども、指定管理料は、県の基準額と実際に受注した額の差が当然あって、その分が県が管理するよりも民間にこういう形で移譲したほうが良いというふうなことなんですけれども、例えば西都原なんかを見ますと、3年間で7,452万5,000円というのが受注された額で、一方で県の基準額というのは7,589万4,000円ということで、ほとんど張りついていると言ってもいいぐらいの金額ではないかと思うんです。つまり、これはほとんど99%とか98%ぐらいになっていると思うんですが、前回の基準額と実際の受注額の差と、今回の基準額と受注額の差はどういうふうに変化しているのか。つまり、同じところがとることによって、1回目は結構、ディスカウントで効果があったけど、2日目になったらそれがぐっと上がって、実際に指定管理にした効果が減っているということになっていない

のか、この差を教えてください。

○平田公園下水道課長 1回目の基準額につきましては、県が管理していたときに使っていたお金を積算して基準額として出したものでございます。2回目につきましては、1期目の指定管理者が受注した額といたしますか、それをもとに県が積算したと。だから、1期目の基準額と全く一緒ではありません。ただし、内容によっては、これは運動公園なんですけど、追加している管理部分もあります。そういったのを追加して1期目の指定管理者の請負というんですか、お金を積算してつくったと。

○武井委員 例えば西都原、ここは今回の県の基準額は7,589万4,000円ですね。前回は幾らだったんですか。

○平田公園下水道課長 西都原の1期分ということによろしいのでしょうか。1期分の基準額を県が設定したんですが、8,238万9,000円でございます。

○武井委員 つまりは、基準額が700万ぐらい下がったといった理解でいいんですね。わかりました。

最後に、あと一点、指定管理の件を伺いますが、審査があってということでしたから、審査の公平性、透明性についてはしかるべき方が入って担保されているということですから、それについてはどうこう言えるところはないんですが、指定管理候補者選定委員会の委員は、だれが、どのような形で選定をしているのか、お聞かせください。

○平田公園下水道課長 これは、担当します公園下水道課において案をつくりました。学識経験者等が3名、財政関係者の方が1名、部内の方1名。この学識経験者等の2名の方については、1期も入っていただいた人でございました。

○武井委員 個人のことをどうこうは申しませんが、この方々の指定管理候補者との接触等に対しての制限とか、そういったものというのは何か基準があるのか、お聞かせください。

○竹内港湾課長 候補者に対して説明会をしております。募集要項の中に、接触とかの規定がありまして、しないことということで説明をしております。

○武井委員 わかりました。

では、最後にしますが、指定管理者選定委員というのは、前回と2人、かわったということで、基本的には、この人は残す、この人はかえるとかいうのも、その都度その都度、御本人の事情もあるんでしょうけど、現課のほうで判断して決めていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○平田公園下水道課長 公園関係の指定管理者ですから、公園関係の専門家ということで、大学の先生、それと女性の広い立場から、女性代表として大学の先生、一般利用者関係の方から1名、財政的なのを1名、行政から1名となっておりますが、原案については、すべて当課で決めたものでございます。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

○星原委員 今の指定管理者の件について、いろいろ出ているところなんですけど、選定基準があって、配点、持ち点があって、5名で1人が100点ずつ持っていると思うんです。そうすると、ここにそれぞれ挙げてあるのを見ていくと、マリーナが1位の方で78.5点、西都原が74.3点とか、72.0点とかあるわけですね。金額的なものが下がっていているのは、当初の目的で経費を縮減していくということで、それは達成されていると思うんですが、今度は、配点基準の中から見て、利用する県民とかいろんな方々が

らっしゃるわけですね。80点を超えていない管理が多い。配点が多いのは、事業計画と管理運営能力というのが40点と30点で70点ぐらい占めるわけです。そうすると、80点も超えないというのは、どの辺を選定委員の人たちから見て、点数が上げられなかったのかというのはわかりますか。

○岡田県土整備部次長 みやぎき臨海公園の件で私も選定委員の一人になっているんですが、そのときの感じからいきますと、ことしは新たに、北ビーチの管理がつけ加わっております。港湾ということもありまして、通年利用を検討していただくということがあるんですが、その部分がなかなか思うように提案に反映されていないということもあって、80点を超える、超えないは別問題かもわかりませんが、点数がちょっと低かったのかなという感じはしております。

○児玉県土整備部次長 私も公園のほうの委員になった一人として申し上げますと、私ども委員5人で選定委員会を何度かやる中で、いろんな話し合いもしながら検討してきたんですが、基本的には、私の感覚としては、平均的な提案は50点と考えたときに、それよりどの程度すぐれているか、劣っているか、そういう視点でそれぞれの項目ごとに点数をつけていって、それを集計した結果がこういう形で出ておりまして、この70点台が高いか低いかというのはあるかと思いますが、私としては、70点を超える提案というのはかなり高い提案だというふうには認識しております。ただ、それを項目ごとに見たときに、最もすぐれていると見るのか、おおむねすぐれていると見るのか、その辺の点数のつけ方で、5名の委員の方がそれぞれシビアに点数をつけた結果かなというふうに考えております。

○星原委員 なぜそれを聞くかといいますと、

1期が終わって、これから2期が始まる。またずっと継続していく中で、審査される側、審査を受ける側の仕事に対する考え方に、より点数が上がっていくために指導だとか、利用する方々のいろんな意見だとか、そういったものが取り入れられていって、経費の縮減もなされたけれども、いろんな意味で利用する側の価値も上がった、そういうところまで両方がうまくいって、こういう指定管理というのは、うまくいくんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、その辺も、同じような人たちが多分申し込んでくるような形になってくれば、3年間の中でも今回配点がここまでいっていない、経営努力とか、あるいは事業にいろんなことを取り入れて、皆さん方が点数を入れなかった事業計画に物足りなさがあったなら、その辺のところ意見として受けたところに反映されていないと、受けてしまえば3年間、漫然と受けていく形になるのか、逆に配点の足りなかったところはこうなので、受けたところはこういう点にもう少し配慮しながら、1年目、2年目、3年目で上げていってくださいよとか、そういう面のいろんな指導の仕方までされていくことも一方では大事なのかなと。

金がかかわることでの注文はなかなか言いにくいでしょうけど、利用する人たちの立場から見ると、こういう条件とか、こういうことも出てきているとか、いろいろ工夫をされたらとか、そういうことあたりもやっていかないと……。基準の設け方で70点がいい点数なのか、80点がいいか、90点がいいかどうかわからんけれども、100点がある以上は、より100点に近い形に持っていけるような考え方にしないと、指定管理をして、なれっこになってき出すと、ただ、受けて、点数で1位になればいいんだと……。80

点を最低限に決めてしまえば、80点を超えないとだめなんですよという基準があると、それを超える努力をするかもしれないけど、ただ、平均が72点でも、1位になればそこがとるとなれば、研究心とか、いろんなことを怠っていくような気がするんです。特に公共施設の利用に当たっては、そういう面に配慮とか考え方を持っていかないと、ただ仕事をすればいいという問題じゃないと私は思うんです。

経費の縮減の面と、利用する側の人たちが、県がやっていたころとすると、サービスや、いろんなプレゼンテーションをされているとか、今までとは違う感覚を味わったという感じになっていくようにし向けていく、そういうことが大事じゃないかなと思います。今回受けられたところは、事業計画プラス点数の足りなかった分はこういうところなのでということぐらいも、ある部分では話を持っていく方向がいいんじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

○平田公園下水道課長 指定管理者側と今後、協定を結ぶことになっております。この協定の中で、提案どおり行うように指導とか、委員が言われたような指導もできるかと思っておりますので、そう努めたいと思います。

○竹内港湾課長 各応募者から事業計画書が出ておりますので、その内容等を見まして、各委員の方が採点されておりますので、その採点結果を見ながら、指導していきたいと思っております。

○星原委員 県が管理していた3年前とこの3年間で利用者数がふえたとか、利用した人の反応がどうだったということは把握されておるものなんでしょうか。

○竹内港湾課長 臨海公園の場合、アンケート

等入れております。その中で、随時、改正できるものにつきましては改正しておるといふことで来ております。例えば各施設の利用時間を定めておりますけれども、その中で、例えば、バーベキュー広場を持っておりますけれども、その付近の利用時間を延ばしてくれという話は来ていますので、それについてはその都度、改正しております。

それから、全体の評価でございます。特に、今回、指定管理者が取り組みまして、年中無休化をしております。それと、夜間の警備員を配置するという、公園内の清掃といいますか、それを毎日されているということで、そういう面では利用者の方から、きれいになったという評価はいただいたと。アンケートの中にもそういう声はかなり出ております。そういう面については評価をしているところでございます。また、特に夏場でございますけれども、軽食のサービスをしております。それと、イベント等の取り組みもしたということで、その辺で利用者のサービス向上が図られたと思っております。

そういう結果の中において、特に公園ですけれども、平成17年の利用者から見ますと、この3年間で約2倍ほど、22万人ぐらいいくんじやないかと思っておるところでございます。また、海水浴等につきましても、17年では3万人弱でございましたけれども、ことしは8万5,000人ぐらいいってございまして、3倍にふえておるといふことで、指定管理者の効果がかなり出ておると評価をしているところでございます。

○星原委員 今の説明を受けて、私は、金額的な縮減もよかったけれども、効果のほう結構あったんじゃないかなと思うんですね。年中無休にしたり、夜間したり、人数がふえた。そういうところあたりをうまくとっていかないと、

今後、金額の問題はそんなに詰められないと思うんです。後は利用することで金額の役割が大きくなっていくことに努力してもらう形が、双方いいんじゃないかなというふうに思うんです。利用者も非常にそういう面では利便性が上がってきたと思いますので、ぜひ、そういうところもちゃんととらえて、今後、指導していく中、あるいは3年ごとの更新のときも、その辺もチェックしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

○水間委員 議案第4号で道路占用料の徴収、これは、来年度、7,000万円の減収というふうなことで、非常に大変かなと思うんだけど、国の改正ですが、平成9年に改正をしたときはどのくらいの減収であったんですか。その差はわかりませんか。来年4月1日に改正になる予定ですが。

○東道路保全課長 平成10年の決算で2億3,025万6,298円になっていまして、19年の決算額が2億4,076万6,529円です。20年もほぼ同額になると思うんですが、21年に変わりますと1億7,000万ぐらいになるかと思っております。

○水間委員 私が聞きたかったのは、平成9年度で改正されましたね。その時点では、前年度より減収になった分はどのくらいあったのかというは、1億7,000万ということでもいいんですか。

○東道路保全課長 平成9年まではずっと上がってきていました。最近では平成9年に変えていまして、それからしますと約24%の下がりという形になります。

○水間委員 ここで改正になった第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱、第1種電話柱とあるんだけど、この1種、2種、3種はどんな分け方なんですか。

○東道路保全課長 電線の数で決まっています、3条以下が第1種電柱です。4、5条というのが第2種、6条以上かかっているのが第3種という扱いになります。

○水間委員 電話柱も一緒ですか。

○東道路保全課長 一緒です。

○水間委員 結果的に、改正前、改正後の1本につき、1年間で1,000円だったものが、今度は690円になるということですね。

○東道路保全課長 はい。

○水間委員 24ページを見たら、Aに0.018を乗じて得た額、このAとは、近傍類似の土地とかあるんだけど、ここを説明していただけないか。どんなものか想像できないので。

○東道路保全課長 近隣の土地の地価です。

○水間委員 例えば、今の土地にこういうところがある、それで説明していただくといいんですけど。

○東道路保全課長 土地の鑑定評価、取引価格、路線価、その辺を評価して、その土地の地価の評価がAということですよ。

○十屋委員長 後ほど、また御説明をお願いいたします。

ほか、ございませんか。

○外山委員 指定管選で一緒の委員、特に児玉県土整備部次長は4つ入っておられますが、これは特別、理由があるのでしょうか。

○児玉県土整備部次長 今回、公園関係と港湾関係と県営住宅関係があったんですが、それをそれぞれ担当の次長で役割分担してやろうということで、公園関係について私のほうが選定委員になったところでございます。

○外山委員 同じ目で見るとというのは——やっぱり見方がいろいろ変わったほうがいいと思うんです。大学の先生も一緒の人が4つも入って

いる。見方、考え方、十人十色であるわけですから、一方では美しいと思う人、一方はそうではない人等々もあるわけですから、指定選はできるだけ違った方々のほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○児玉県土整備部次長 県が管理する都市公園を指定管理者に管理委託するわけですが、県がどういう考え方で公園を管理するかという基本的な考え方もございますし、委員おっしゃったような、違う目で見るとまた違う評価が出るかもしれませんが、それぞれ場所は違うわけですけれども、いろんな提案があったものを、むしろ同じような選定基準で判断するという意味で、前回もそうですが、今回も同一の5名の委員で4つの箇所について、同一の目で審査するという視点で対応しております。

○外山委員 それを簡単に言うと、官の特徴のない画一性、そういう言い方が今までされてきましたが、私はどうかというと、余り賛成はできません。

それはそれとして、なぜ3年なのか。指定管理の場合には3年ないし5年となっておりますが、押しなべて3年にしている理由というものは何かあるのでしょうか。

○児玉県土整備部次長 これは、選定委員会の中でも随分議論をいたしました。1回目はまず3年であったわけですが、今回、3年でやるのか5年でやるのかという議論もした上で、3年にしているんですが、3年にしている理由は、いろんな方々に機会を与えるという意味では、5年間はちょっと長いんじゃないかということもありました。一方で、いろんな工夫をしながら管理していく上では、3年は短いんじゃないかという意見もございました。そういった両方の意見がある中で、皆さんで議論しまして、今回

は2回目なんですけれども、まずはまた3年でやってみて、それをどうするかは次の選定のときの課題にしようということで、今回は3年にしております。

○外山委員 大した理由というものは聞こえてきませんが、こういったことは、ある程度腰を落ちつけて、宮崎県の観光というものを考える必要があるのと違うのかと私は思います。3年ぐらいで実績を上げるというのは至難のわざであらうというふうに思いますから、特にハード含みのものについては、指定期間というのは5年が望ましいのではないのかというふうに感じます。

それから、実際やってみて、実績評価基準、例えば、3年間やってみて、ここをこうしたらもっとよくなるとか、この施設を整備すればもっと人が喜んで、リピーター等が来てくれる、こういったのを勉強するというのは大事なことだと思いますから、今まで実績を上げるために、指定管理者がどのような指摘を行政側に上げたのか、それぞれ説明してください。

○十屋委員長 実績を上げるための提案をされたのか、具体的にお話しをいただきたいということです。

○竹内港湾課長 今の指定管理者の方が管理するときに、いろいろ支障があるということで提案された具体的な項目については把握しておりませんが、1カ月に1回は打ち合わせをしておりますので、その都度、話は出てきているんだろうと思います。その中で、先ほど言いました、利用の時間とか、利用者の中からこういう声が出ているということについて上がってきて、例えば先ほど言いました利用時間を延長するというので、具体的に上がってきています。その都度改善をしていると思っております。

るのでございます。全体的に、今回の選定に当たりまして、なったかどうかについては把握していません。

○平田公園下水道課長 報告、協議を月1回、公園関係でもやっております。この中で、そういった苦情等も含めて協議しているものと思われれます。それと、委員が言われましたような、利用者増のための提案というような感じは、1期目を終わりにして、2期目のときに提案しているんじゃないかと思っております。

○外山委員 把握をしていないわけでしょう。「と思います」とか、「であろう」とか、想像の世界です。3年間なら3年間の運営を任されて、こうすればよかったとか、今おっしゃるのはソフト部分だけでしょう。例えば青島亜熱帯植物園、ごく最近でも宮日に記事が大きく載っていましたね。青島亜熱帯植物園、年間に2万人程度だったと思いますが、何万人の見学者ですか。

○平田公園下水道課長 約2万人の利用者です。

○外山委員 大体当たっていました。開園は何年ですか。

○平田公園下水道課長 昭和40年でございます。

○外山委員 当時の見学者、入場者数は何人ですか。

○平田公園下水道課長 ただいま調べています。

○十屋委員長 後ほど御報告をお願いします。

○外山委員 2万人より多かったか、少なかったか、それだけで結構です。

○平田公園下水道課長 多分、多かったと思います。

○外山委員 30年も40年も放置してきたと。結果、2万人だと。だから、官の見る目と民が見る目、それをしっかりと分けて……。今まで40年間も放置して、2万人に減少してきた。職員さんたち、かわいそうです。こういった施設改

善をすれば、こういうふうにお客さんがいっぱい来てくれるよ。今、65万人の観光客を100万人にしようと努力されている。武井委員もおっしゃいましたように、青島の計画を今、立てている。参道の横にある広大な敷地の亜熱帯植物園というのを、どういうふうにそれとリンクさせていくかということは大事なこと。それを含めて管理者側と官のほうがもっと協議をした上で、この点についてはどうあれば観光客誘致というのができるのか、そういうのを3年間の中で出し合って、いいものをつくっていく。そのために、3年、3年のスパンの中で、今回、前回担当された方々ともっと協議する必要があるんじゃないんでしょうか。担当者、よろしくお願ひします。

○平田公園下水道課長 先ほどの2万人の利用者でございますが、実はもうちょっと下がっております。指定管理者になりまして2万人まで回復しているところでございます。委員が言われましたように、今後……。

○外山委員 ミクロの話をしているんじゃないんですよ。幾らですか。1万8,000人ぐらいですか。

○平田公園下水道課長 1万8,000人ぐらいです。

○外山委員 今のは偶然です。1,000人とか2,000人とか、ミクロの話をしているんじゃないんですよ。指定管理を請け負った側と官のほうと、3年間なら3年間、感じたことというのをしっかりと突き合わせて、青島観光というものをどう振興していくかということ話し合っていたきたいというふうに申し上げたところです。以上です。

○十屋委員長 委員の皆さんにここでお諮りしたいと思いますが、清武町の方ほか1名、傍聴

の方が来られております。議運の決定事項では、委員会の委員の皆さんの許可があれば許可することができますが、どういたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました「傍聴人の守るべき事項」にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、審議を続けていきたいというふうに思います。ほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、その他の報告事項につきまして、質疑を求めたいと思います。

○水間委員 総合評価落札方式の地域企業育成型の試行について説明をいただきました。その中で、開始時期を21年1月20日以降に公告するというものでありました。このうち、100件中50件というような説明であったと思います。金額ベースで言うとどんなことでしょうか。おわかりでしたら御説明ください。

○岡田技術企画課長 工事予定価格が250万以上2,000万未満の工事を調査したところ、約100件ということでございまして、ちょうど半分ぐらいという感じなんでしょうか、1,200万が平均になるかと思っておりますので、12億という金額になるかと思っております。そのうちの約50%を実施

したいなど考えております。

○水間委員 今おっしゃったことは、約100件中、概算でいうと12億ぐらい、その半分だから6億ぐらいが今年度の工事の金額ベースということと認識していいんですか。

○岡田技術企画課長 そのとおりでございます。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、その他の事項について、何かありましたら、質疑をお願いします。

○武井委員 3点伺います。まず1点は、多分、傍聴の方もその関係かと思うんですが、「赤江浜護岸工事に係る住民訴訟の終結について」という、いただいたペーパーの案件についてでございますが、内容は書いてあるとおりにかと思うんですが、赤江浜海岸づくりフォーラム、これは今後、どういったような内容の意見交換をして、どういった頻度でとか、概要について説明をお願いします。

○岩切河川課長 まず、フォーラムの趣旨ですけれども、赤江浜の海岸のあり方について、いろんな意見を自由に出し合おうというような趣旨でございます。フォーラムの構成としましては、海岸工学の学識経験者、あるいは環境の学識経験者、それから地元の地区の公民館長さんあるいは区長さん等の代表者、それから海浜の利用者、これはサーファーの方、魚釣りをされる方等、それと行政ということで構成をするつもりでございます。頻度につきましては、今のところ、1年に1回程度ということで考えております。

○武井委員 年に1回でございますか。海岸のことですから利用される方は常に利用されているわけでありまして、そういった意味でいくと年に1回というのは、月に1回ぐらいなら、な

るほどなとわかるんですが、年に1回という計画だということですか。

○岩切河川課長 基本的には、先ほど申しました構成員の中で、学識経験者に会長という形になっていただきます。会長に会を仕切っていただくということになります。そうしますと、学識経験者ですので、日程的に頻繁に会合というのは難しい面もございます。今、県のほうでは、全体がそろった会議ということではなくて、我々行政サイドだけ、あるいは地元の方の代表者だけという、地元の方のちょっと変形的な会合については、必要があれば会合はできるというふうに考えております。

○武井委員 概要はわかりました。裁判ですから、言える言えないということもあると思うんですが、この訴訟がずっと続いてきた中で、今この段階で和解、取り下げという形になったということについては、ずっと断続的な話し合いを続けてきた成果だと思うんですけれども、なぜ、今のこの段階でなったのかということについて、お聞かせください。

○岩切河川課長 提訴をされましてから2回の裁判所による証人喚問等がございました。その話を伺った上で、裁判所のほうからも、原告被告それぞれ協議をして、こういう形での和解を目指したらどうかという提案がございました。それが約1年ほどかかっておりますけれども、フォーラムの設置について、原告と被告我々と協議をいたしまして、ようやく合意に達したということで、今の時期にこういうことになったものでございます。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。管理課長にお伺いします。産業開発青年隊の件でございますけれども、その後、ずっと努力をされてきたということですが、

現段階での応募といたしますか、最終的な今のところの来年度の状況、どういうふうになっているか、お聞かせください。

○持原管理課長 前回の委員会等でお話ししていますとおり、現在、1次募集で合格者は1名でございます。その後、来週から1月中に2次募集に入りますけど、今の段階で学校等から問い合わせがあっている、ほぼ受験されるんじゃないかなという方が2名、それから、施工管理課程から2年生課程のほうに進む方が約6名ということで、今のところ、10名程度は期待しておるところでございます。

○武井委員 来年度、新規に入られる方は一応3名、ひょっとしたらちょっとふえるかもしれないという状況なんですけど、そういった状況の中で、次年度のカリキュラムといたしますか、授業等については、例えば、集団で測量等をやったりということもあるかと思うんですが、現実問題として、授業として成立して教育的に十分な環境というのが整うのかどうか、お聞かせください。

○持原管理課長 昨年御説明したときに、20年度、21年度については、22年度からの民間移行を目指して多角的な検討をしますということで、現在、県、諸々、青年隊を含めて、建設技術センター全体のあり方について、いろいろ検討しているところでございますので、その中で十分検討してまいりたいと考えております。

○武井委員 わかりました。

もう一点、道路保全課長にお伺いいたしますが、橋通りの2車線化の社会実験を宮崎市がやりまして、渋滞も一部にあたりしたんですが、それについてどのような認識を持っていらっしゃるか、感想等も含めて結構ですが、お聞かせいただきたいと思っております。

○山崎道路建設課長 一応、直轄との連絡窓口は道路建設課ということになっておりますが、渋滞対策ということと道路の環境整備といたしますか、そういうことは都市計画課が中心になるかと思っておりますけど、道路建設課は直接担当をしておりませんので……。

○黒田都市計画課長 まちづくりとか都市内の交通対策ということで都市計画課でございます。橋通りの渋滞ということにつきまして、現在の橋通りの交通容量と当日の交通量を比較しますと、2車線をつぶすことによって満杯になるということで、この前の社会実験の様子を見ましても、かなりの渋滞があったということで、都市計画課の立場としては、市民、県民のそういったことから非常に懸念しているという状況でございます。

○武井委員 いろいろな会議の場その他で、宮崎市に対して今の懸念のようなことを積極的に述べていかれるということによろしいですか。

○黒田都市計画課長 現在の橋通り公園化の4車線化については、宮崎市が行っております宮崎市中心市街地活性化の中の一環でございます。宮崎市も述べておりますけれども、4車線化することが最終的な目的ではないということでございます。これからの高齢社会とか、地球環境の問題とか、そういったことからコンパクトな町をつくる中において、中心市街地において人が歩いて暮らせる、交通環境をそういった形にしていく必要があるということから進めております。県としては長期的に、将来を見越して、そういった面で助言していく形になると思っておりますけれども、今の社会実験につきましては、実行委員会がすることに対しての意見だけでございますので、3月に今回の結果と、市民の方のアンケート、そしてフォーラム等を通じて、

その意見を聞いた上で市が判断するとしておりますので、その結果を見て、また県はそれなりに見ていく形になるかと思っております。

○武井委員 最後になりますが、橋通りの2車線化と同じく協議が出ていまして、この前、宮崎市議会でも出たようですが、大淀地区、南宮崎駅から中村交差点まで、これは県道なんですけれども、この県道を宮崎市が景観計画に基づいて2車線化をしたいというようなことを言っているようですが、これについて若干説明を聞いたんですけれども、現段階で、当然、県道を市がいじるとしたら、県道を市道に認定がえなければいけないことになるかと思うんですが、宮崎市からどういった話があるのか、そして、現段階での県としての方針、見解等があればお聞かせください。

○東道路保全課長 南宮崎停車場線ですが、県道でありまして、県道認定要件で主要停車場と最寄りの国道を結ぶ路線は県道に下さいということで現在、県道でありまして、県の立場としましては、現時点で県道を外すつもりはありません。現在、6車線で整備が行われていまして、道路交通の利便性を考えますと、6車線のほうがいいわけですが、市のほうで、利便性を犠牲にしても地域活性化につながるような計画が出てくれば、その時点でまた総合的に検討することになるかと思えます。

○武井委員 最後の確認ですけれども、ということは、基本的には県道であるということ、つまり、道路管理者が県である、いわゆる県として主体性を持って判断できることは担保した上でのお話をしていくという理解でいいですか。

○東道路保全課長 そういうことです。

○武井委員 わかりました。

○十屋委員 ほか、ありませんか。

○水間委員 河川課長にお聞きしますが、河川の見守り調査をするのは各市町村にゆだねているんですか。

○岩切河川課長 河川の巡視につきましては、河川は、それぞれ管理者が国、県、市町村とございます。県の河川管理につきましては、土木事務所のほうに河川巡視員の方が1人、事務所によって2人のところもございますけれども、配置しておりまして、基本的にはその人の巡視、それと河川に従事しております職員、あるいは土木事務所のほかの職員でもいろいろ現場に行くときとかで日常的に河川を見て、何か異状があれば連絡をとるというような体制になっております。

○水間委員 河川を見回る、巡視する箇所によっては、なかなか手が届かないというようなところはなかったんですか。

○岩切河川課長 基本的には、土木事務所ごとに相当な管理延長がございますので、すべての延長を十分に見守れているかということ、そうでない部分もございます。ただ、できるだけ問題の発生しやすい箇所については頻繁に見るように、少なくとも月に1回は全部見るようにということで巡視作業をしております。

○水間委員 私は朝、小林から出てくるときに、花見橋を越えるときに、右手の河川上流部に泡が出ているなど、これは環境問題も含むんでしょうが、どうしても泡が流れてくる感じが見えるんです。きょうはいつもより泡が多いなどか、巡視員としては、巡視する報告の中にそういうものも入るんですか。

○岩切河川課長 水質の話になりますと、河川管理者だけではない部分がございますけど、巡視をしておって、例えば泡が出ているだとか、魚等が大量に死んでいるだとか、そういう異常

なことについては当然、報告をするということになります。

○水間委員 もう一点は、河川災害、河川によって、堤防を毎年オーバーフローする。ところが、災害にはならないというか、農地をやるんだけど、正式な災害査定の金額まではいかない。毎年そういうところは越えていく。どうにかしてくれと。しかし、護岸は傷んでいない。農地だけが傷んでいる。ところが、金額で言うと、河川の災害の査定にならない軽微な金額。ここは市町村でやってくれとか、いろいろあります。雨が降って増水するんだけど、県としてはどういう対応をとるかということ、市町村にお任せして、あるいは農村整備課とか、そういう形にして農地のほうでとってくれというのが割とあります。堤防をかさ上げしてくれたら何も——そういうところもあるんだけど、そういうところの情報というのは、どちらでやればいいのか、河川課としてはどちらをとられますか。

○岩切河川課長 県が管理している区間で何かあれば県がやるというのが基本でして、市町村のお話であれば、市町村が管理している河川については市町村で対応しましょうと。

先ほど出ました災害の金額の代償の件ですけども、今は、県管理では120万以上が災害負担にかかる、小規模なものについては県単の災害ということも持っておりまして、それで対応すると。施設が壊れていなくて何か壊れているということにつきましては、個別に現地を確認しまして、単費等での対応ということになります。ただ、水がオーバーして、施設が全然傷んでいないということになると、河川管理者として、なかなか事業化というのが難しい面も場所によってはございます。それについては、現地で

情報をいただきまして、土木事務所等とよく現地を見て検討させていただくということになると思います。

○十屋委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 以上をもって県土整備部を終了いたします。執行部の皆様にはお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時45分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あす、行いたいと思います。

開会時刻は13時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後2時46分散会

平成20年12月12日（金曜日）

午後1時32分再開

出席委員（9人）

委員	長	十屋	幸平
副委員	長	河野	安幸
委員		坂元	裕一
委員		星原	透
委員		水間	篤典
委員		濱砂	守
委員		外山	良治
委員		武井	俊輔
委員		河野	哲也

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	山中	康二
議事課主査	大下	香

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号、第2号、第4号、第9号、第12号、第13号及び第23号から第28号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 御異議なしと認めます。よって、

今定例会中に当委員会へ付託された議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第9号の取り扱いはいかがいたしましょうか。宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）の制定を求める請願でございます。

暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時44分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りしたいと思います。

請願第9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○十屋委員長 挙手全員によって、請願第9号は継続審査とすることと決定いたしました。

次に、意見書についてであります。

道路整備財源の確保に関する意見書（案）の文面等について、御異議ありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時45分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、意見書案の内容につきましては、配付の案文のとおり、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、決議についてお諮りしたいと思います。雇用の確保に関する緊急決議についてであります。昨日の委員協議の中で、委員会として決

議することといたしました。委員会の皆様の御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 46 分休憩

午後 1 時 52 分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

先ほどの協議内容のとおり、委員会としては決議することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、委員会として決議案を提出し、委員長報告の中で読み上げることとしたいと思います。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望はありますか。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 52 分休憩

午後 1 時 59 分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 では、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 59 分休憩

午後 2 時 1 分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

先ほど、正副委員長に御一任いただくということでもありますので、そのような報告にさせていただきますようお願いしております。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 分休憩

午後 2 時 3 分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

1 月 28 日の閉会中の委員会につきましては、県内の雇用情勢、経済情勢を含め、また観光、キャンプ等に向けて、委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後 2 時 3 分閉会